文部科学省委託 デジタルコンテンツの質の保証に関する 調査研究事業報告書

平成 26 年 3 月

UCHIDA

株式会社内田洋行

目次

1.	本調査研究事業の趣旨と概要	3
2.	本調査研究事業の実施手順と実施体制並びに委員名簿	4
	2.1. 本調査研究事業の実施手順	4
	2.2. 本調査研究事業の実施体制と調査研究委員名簿並びに審査員名簿	5
	(1). 本調査研究事業の実施体制	5
	(2). 調査研究委員名簿並びに審査員名簿	6
3.	本調査研究事業の実施スケジュール	g
4.	本調査研究事業の実施内容	S
	4.1. デジタルコンテンツの質の保証を図るための仕組みに関する実証研究の実施	9
	(1). 審査会の設置分野	g
	(2). 審査会の構成員	10
	(3). 審査会の実施回数	10
	(4). 審査会の実施環境	10
	(5). 審査を行ったデジタルコンテンツ	11
	(6). 試行的な審査の実施手順	11
	4.2. ヒアリングの実施	13
	(1). 学習ソフトウェア情報研究センターへのヒアリング	13
	(2). 日本視聴覚教育協会へのヒアリング	13
5.	本調査研究事業の実施体制	14
	5.1. 調査研究委員会の設置と運営	14
	(1). 第1回調査研究委員会	14
	(2). 第2回調査研究委員会	15
	5.2. 審査会の設置と運営	15
	(1). 第1回 審査会	15
	(2). 第2回 審査会	
6.	本調査研究事業の成果	23
	6.1. 各種様式について	23
	(1). 提案方法	23
	(2). 提案事項	
	6.2. 審査会実施体制について	42
	(1). 提案方法	
	(2). 提案事項	42

7.	今後の課題	47
	7.1. 特別支援教育分野	47
	(1). デジタルコンテンツの利用実態について	47
	(2). 審査の観点について	47
	7.2. 社会教育分野	47
	(1). デジタルコンテンツの利用実態について	47
	(2). 審査の観点について	48
	(3). 分野の対象とする学習範囲について	48
	(4). 評価方法について	48
8.	今後に向けて	49

1. 本調査研究事業の趣旨と概要

端末やインターネットなどの情報通信技術(ICT)の急速な社会への浸透に伴い、教育分野においても ICT 環境の整備が着実に進められ、多様な教育・学習用デジタルコンテンツ(以下「デジタルコンテンツ」)が普及してきている。これらの状況を踏まえ、学校教育においては、教員が良質なデジタルコンテンツを活用し、ICT を活用した授業を実現するとともに、生涯学習・社会教育においては、人々が生涯にわたり、あらゆる機会と場所において自己の学習ニーズに合致したデジタルコンテンツの一層の利用を促進するため、デジタルコンテンツの質の保証を図るための仕組み(審査・奨励)の構築が求められている。

文部科学省では、従来から教育上価値の高い映像作品を審査・奨励する取り組みを実施しており、この取り組みにより、学校教育・社会教育両分野で良質な映像作品が活用されている。こうした背景から、平成24年度文部科学省事業として「デジタルコンテンツの質の保証に関する調査研究事業」が実施された。平成24年度の事業では、「デジタルコンテンツの実体把握に関する調査」、「デジタルコンテンツの利活用の現状と、ニーズ把握に関する調査」並びに、既にデジタルコンテンツの審査、または提供を行っている団体に対して「ヒアリング調査」が実施され、それらの調査結果を参考として、「審査・奨励すべきデジタルコンテンツのテーマ(分野)の提案」、「審査・奨励すべきデジタルコンテンツのテーマ(分野)の提案」、「審査・奨励すべきデジタルコンテンツのテーマ(分野)の審査基準の提案」、及び今後の課題についての取りまとめが成された。

平成25年度「デジタルコンテンツの質の保証に関する調査研究」事業(以下、「本調査研究事業」)では、昨年度の事業で提案された「審査・奨励すべきデジタルコンテンツのテーマ(分野)」から、試行的な審査を実施する分野を抽出した。抽出した分野は、学校教育教科に関わる、国語分野、社会分野、算数・数学分野、理科分野、外国語(外国語活動)分野の5分野の他、特別支援教育分野、社会教育分野を加えた7分野とし、該当の分野の専門家等によって構成される調査研究委員会と、各分野の専門家をリーダーとする審査会を設置した。

審査会では、同じく昨年度の事業において提案された「審査・奨励すべきデジタルコンテンツの テーマ (分野) の審査基準」を元に、事務局にて選ばれたデジタルコンテンツを対象として、試行 的な審査を 2 回実施するとともに、審査を通して見出される課題の抽出を行った。

調査研究委員会は本調査研究事業の円滑な実施に向けた、指導・助言を行うものとして2回開催された。第1回の調査研究委員会では、第1回の試行的な審査で利用される申請書様式、評価シート様式等、審査体制並びに審査の対象となるデジタルコンテンツ等、実施計画について検討し、指針が示された。第2回の調査研究委員会では、第2回の試行的な審査に向け、第1回の審査会で抽出された課題への改善策の分析と考察、並びに申請書様式の著作権に関する表記方法について確認がされた。

2. 本調査研究事業の実施手順と実施体制並びに委員名簿

2.1. 本調査研究事業の実施手順

本調査研究事業の実施に当たり、平成24年度「デジタルコンテンツの質の保証に関する調査研究」の成果報告書において提案された分野から7分野を抽出し、主査1名をはじめ、該当分野の専門家7名と、デジタルコンテンツの著作権の専門家1名、総勢9名によって構成される調査研究委員会を設置した。更に、各分野において調査研究委員会に参画する専門家をリーダーとする4名からなる審査会を設置した。

第1回の調査研究委員会では、審査を行う分野の検討をはじめ、各審査会で実施する試行的な 審査の実施回数、審査体制、審査方法の他、試行的な審査に用いる申請書様式案、評価シート様 式案等について立案が成された。

第1回審査会では、第1回調査研究委員会にて立案された審査方法と、各種様式を用いてデジタルコンテンツの試行的な審査を実施し、そこから見出される課題の抽出を行った。

第2回調査研究委員会では、第1回審査会で抽出された審査体制、審査方法、各種様式に係る 課題への改善策について、分析・考察がなされ、第2回審査会に向けた指針が示された。

第2回審査会では、第2回調査研究委員会で検討された審査体制、審査方法の他、各種様式を 用いて再度、デジタルコンテンツの試行的な審査が実施され、第2回調査研究委員会で検討され た事項の検証が成された。

本調査研究事業は、それらの検討結果をもとに平成26年度からの本格実施に向けた課題の抽出と整理の他、審査体制・審査方法並びに、申請条件・申請書様式等の提案を行うものである。 本調査研究事業の実施手順を図2-1に示す。

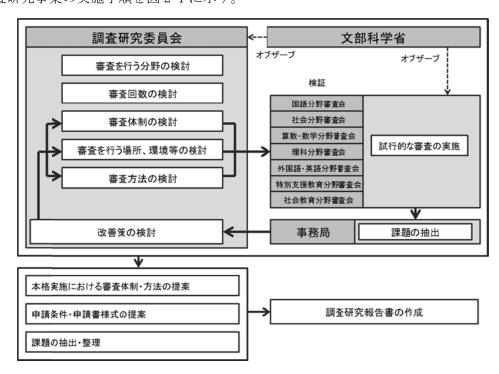


図 2-1 調査研究事業実施手順

2.2. 本調査研究事業の実施体制と調査研究委員名簿並びに審査員名簿

(1). 本調査研究事業の実施体制

本調査研究事業では、昨年度に実施された調査研究の成果を踏まえて試行的な審査を実施する 7 分野を抽出し、各分野の専門家等によって構成される調査研究委員会と、各分野の専門家をリーダーとする審査会を設置した。調査研究委員会、並びに審査会の運営に当たっては、文部科学省から構成員に対して協力の要請が成された。

各分野の審査会は、既に文部科学省にて実施されている教育映像等審査会のメンバーの一部が、 審査員として参画し、連携を図ることとした。

事務局にて設置・運営された調査研究委員会、並びに審査会の実施内容等は随時、文部科学省に報告するものとし、本調査研究事業の提案事項は本報告書をもって行うこととした。

本調査研究事業の実施体制を図 2-2 に示す。

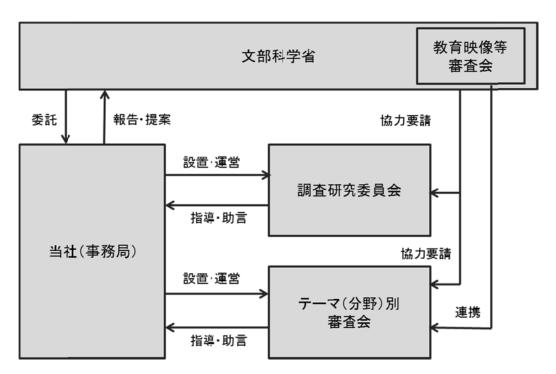


図 2-2 調査研究事業実施体制

(2). 調査研究委員名簿並びに審査員名簿

(ア). 調査研究委員名簿

本調査研究事業の調査研究委員を表 2-1 に示す。

表 2-1 調査研究委員名簿

	役割	名前(五十音順)	所属	役職
委員長		清水 康敬	東京工業大学	監事・名誉教授
委員	算数・数学分野リーダー	稲葉 久男	中央区立晴海中学校	副校長
委員	特別支援教育分野リーダー	坂井 聡	香川大学教育学部特別支援教育講座	教授
委員	社会教育分野リーダー	坂井 知志	常磐大学コミュニティ振興学部	教授
委員	著作権	末吉 亙	潮見坂綜合法律事務所	弁護士
委員	国語分野リーダー	宗我部 義則	お茶の水女子大学附属中学校	教諭
委員	社会分野リーダー	永野 直	千葉県立袖ヶ浦高等学校	教諭
委員	外国語(外国語活動)分野 リーダー	牧 雅英	千葉県市川市立妙典中学校	教頭
委員	理科分野リーダー	横山 隆光	揖斐川町立揖斐小学校	校長

(イ). 審査員名簿

①. 国語分野審査会

本調査研究事業の国語分野審査会審査員を表 2-2 に示す。

表 2-2 国語分野審査会審査員名簿

役割	名前	所属	役職
リーダー	宗我部 義則	お茶の水女子大学附属中学校	教諭
審査員	相原 貴史	相模女子大学学芸学部 子ども教育学科	教諭
審査員	青山 由紀	筑波大学附属小学校	教諭

②. 社会分野審査会

本調査研究事業の社会分野審査会審査員を表 2-3 示す。

表 2-3 社会分野審査会審査員名簿

役割	名前	所属	役職
リーダー	永野 直	千葉県立袖ヶ浦高等学校	教諭
審査員	金子 暁	広尾学園中学校高等学校	教務開発統括部部長
審査員	片山 敏郎	新潟大学教育学部附属新潟小学校	情報教育主任

③. 算数·数学分野審査会

本調査研究事業の算数・数学分野審査会審査員を表 2-4 示す。

表 2-4 算数·数学分野審查会審查員名簿

役割	名前	所属	役職
リーダー	稲葉 久男	中央区立晴海中学校	副校長
審査員	小野田 聖	中央区立晴海中学校	主任教諭
審査員	進藤 佳絵	中央区立晴海中学校	講師

④. 理科分野審査会

本調査研究事業の理科分野審査会審査員を表 2-5 に示す。

表 2-5 理科分野審查会審查員名簿

役割	名前	所属	役職
リーダー	横山 隆光	揖斐川町立揖斐小学校	校長
審査員	竹中 正仁	岐阜県揖斐郡池田町立池田中学校	教諭 (教務主任)
審査員	鶴岡 利明	千葉県大多喜町立大多喜小学校	教頭

⑤. 外国語(外国語活動)分野審査会

本調査研究事業の外国語(外国語活動)分野審査会審査員を表 2-6 に示す。

表 2-6 外国語(外国語活動)分野審査会審査員名簿

役割	名前	所属	役職
リーダー	牧 雅英	千葉県市川市立妙典中学校	教頭
審査員 小原 弥生		尚美学園大学	非常勤講師
審査員	本田 博行	船橋市総合教育センター	情報教育班 副主幹

⑥. 特別支援教育分野

本調査研究事業の特別支援教育分野審査会審査員を表 2-7 に示す。

表 2-7 特別支援教育分野審査会審査員名簿

役割	名前	所属	役職
リーダー	坂井 聡	香川大学教育学部特別支援教育講座	教授
審査員	近藤 創	香川県立善通寺養護学校	教諭
審査員	外山 世志之	東京都立光明特別支援学校	教諭

⑦. 社会教育分野

本調査研究事業の社会教育分野審査会審査員を表 2-8 に示す。

表 2-8 社会教育分野審査会審査員名簿

役割	名前	所属	役職
リーダー	坂井 知志	常磐大学コミュニティ振興学部	教授
審査員	野末 俊比古	青山学院大学	准教授
審査員	下川 雅人	日本視聴覚教育協会	事務局長

※各審査会は上記メンバーに加え、文部科学省教育映像等審査会より1名ずつの協力を得て実施した。

(ウ). 事務局名簿

本調査研究事業の事務局を表 2-9 に示す。

表 2-9 事務局名簿

役割	氏名	所 属
	惠★ 労士	教育総合研究所 研究推進部 部長 兼
実 施 責 任 者	青木 栄太	コンテンツ企画部 部長
プロジェクトリーダー	吉田茂喜	公共本部 コンテンツ企画部 係長
プロジェクト担当	田村 智照	公共本部 コンテンツ企画部
プロジェクト担当	池口 育宏	公共本部 プロダクト企画部
プロジェクト事務局補助	佐藤 喜信	公共本部 教育総合研究所 研究推進課 課長
経理担当	酉川 淳一	経理部 経理課

(平成 26 年 3 月現在)

3. 本調査研究事業の実施スケジュール

本調査研究事業の実施スケジュールを表 3-1 に示す。

表 3-1 本調査研究事業の実施スケジュール

	10月31日	第1回 調査研究委員会 実施
	11月24日	第1回 国語分野審査会 実施
平	11月28日	第1回 社会教育分野審査会 実施
成	12月2日	第1回 理科分野審査会 実施
25	12月7日	第1回 算数・数学分野審査会 実施
年	12月17日	第1回 特別支援教育分野審査会 実施
	12月17日	第1回 外国語(外国語活動)分野審査会 実施
	12月24日	第1回 社会分野審査会 実施
	1月9日	学習ソフトウェア情報研究センター 訪問
	1月21日	日本視聴覚教育協会 訪問
	1月23日	第2回 調査研究委員会 実施
平	2月19日	第2回 特別支援教育分野審査会 実施
成	2月19日	第2回 外国語(外国語活動)分野審査会 実施
26	2月23日	第2回 国語分野審査会 実施
年	2月27日	第2回 社会教育分野審査会 実施
	2月27日	第2回 理科分野審査会 実施
	3月1日	第2回 算数・数学分野審査会 実施
	3月2日	第2回 社会分野審査会 実施

4. 本調査研究事業の実施内容

4.1. デジタルコンテンツの質の保証を図るための仕組みに関する実証研究の実施

平成 24 年度に実施された「デジタルコンテンツの質の保証に関する調査研究」の研究成果を踏まえ、下記の(1) \sim (7) の内容に従い審査会を設置するとともに、試行的な審査を実施した。

(1). 審査会の設置分野

平成24年度に実施された「デジタルコンテンツの質の保証に関する調査研究」の成果報告書5章5.1.2項において提案された「審査・奨励すべき分野一覧」から、審査会を設置する分野を抽出した。

分野の抽出に当たっては、小学校・中学校・高等学校(普通学科・専門学科)を利用対象とする分野が複数に渡ることから、平成24年度に実施された「デジタルコンテンツの質の保証に関する調査研究」の研究結果において、「効果が高いと考えられるデジタルコンテンツの教科等(科目)と学校種クロス表」に示す教科の割合が、「今後導入したいデジタルコンテンツの教科と学校種の

クロス表」に示す教科の割合よりも多く且つ有意である教科から、小学校・中学校・高等学校(普通学科・専門学科)に共通する分野を抽出した。

特別支援教育、生涯学習・社会教育施設を利用対象とする分野については平成24年度に実施された「デジタルコンテンツの質の保証に関する調査研究」報告書のとおりとし、本調査研究事業では以下の7分野について、本報告書2.2(2)(ア)に記載の調査研究委員会の指導・助言のもと、審査会を設置し、各分野の審査会において試行的な審査を行った。

以下に、本調査研究事業において審査会を設置した分野を表 4-1 に示す。

表 4-1 審査会設置分野

利用対象	分野		
小学校・中学校・高等学校	国語、社会、算数・数学、理科、外国語(外国語活動)		
特別支援教育	特別支援教育		
生涯学習・社会教育施設	社会教育		

(2). 審査会の構成員

具体的な各分野の審査会の構成員は、本項(1)に記載の分野ごとに、調査研究委員会にも参画する各分野の専門家1名をリーダーとし、リーダーによって選定された該当分野の専門家2名の他、文部科学省にて選定された教育映像等審査会の一部のメンバー1名、計4名からなる構成とした。

具体的な審査員名簿は、本報告書2.2(2)(イ)を参照。

(3). 審査会の実施回数

試行的な審査を行う回数は、各分野、最低 2 回の実施とした。1 回目の審査会では試行的な審査を実施することで課題の抽出を行い、2 回目の審査会では、第 2 回調査研究委員会にて検討された、第 1 回審査会で抽出された課題への改善案の検証、並びに継続課題の検討を行うこととした。

(4). 審査会の実施環境

4 名の審査員に対して、審査の対象となるデジタルコンテンツの動作の確認がとれた 4 台の情報端末を用意し、審査員がそれぞれの操作に従ってデジタルコンテンツを視聴できる環境を構築した。

また、試行的な審査、並びに審査会での討議内容の共有を図るため、審査会のリーダーの操作する情報端末画面を前面に投影するプロジェクターと、情報端末を電子黒板上で操作できるIC T機器を用いた。各審査会で利用した情報端末仕様を表 4-2 に示す。

表 4-2 審査会で利用した情報端末仕様

使用 0S	ス・	ペック	情報端末タイプ	台数	
	CPU	Core i5-3210M			
Windows7 Pro (32bit)	メモリ	4G	ノート型	2 台	
	HDD	320G			
	CPU	Core i3	カデューエモ	2 台	
Windows 8 (64bit)	メモリ	8G	タブレット型 (コンバーチブル型)		
	HDD	320G			

(5). 審査を行ったデジタルコンテンツ

第1回の試行的な審査では、平成24年度に実施された「デジタルコンテンツの質の保証に関する調査研究」アンケート調査の結果、回答のあった企業37社のデジタルコンテンツから、1分野当たり2~3タイトルを事務局にて選定した。

第2回の試行的な審査では、第1回の審査会において「利用方法、活用方法が分からなくては デジタルコンテンツの評価を行うことが難しい」という課題が抽出されたことから、第2回調査 研究委員会での検討の結果、第2回の試行的な審査で用いるデジタルコンテンツは、事務局が「指 導案」や「活用方法」などの資料のそろった1タイトルを選定した。ただし、社会分野、社会教 育分野では、上記資料のそろったデジタルコンテンツを選定することができなかった。

(6). 試行的な審査の実施手順

試行的な審査の実施手順の検討に当たっては、既に文部科学省にて実施されている教育映像等 審査会を2度参観し、その実施手順と時間配分を参考とした。

(ア). 第1回 試行的な審査の実施手順

第1回の試行的な審査では、審査員による意見交換の前に、審査の対象となるデジタルコンテンツの概要紹介を、事務局から1タイトル当たり約10分を目安に行った。紹介に当たっては、プロジェクターに接続された審査会リーダーの情報端末を操作することで、審査員への共有を図った。また、デジタルコンテンツの紹介に当たっては大まかな操作方法並びに機能概要を説明するにとどめ、審査の公平性を図った。

審査員が個別にデジタルコンテンツの視聴を行う手順と、審査員同士が意見交換を行う手順は、同一時間内で行う審査会と、順序を分けて行う審査会とがあり、統一を図ることは難しかった。 なお、社会教育分野の審査会においては、検討すべき課題が多く、試行的な審査の実施には至らなかった。

第1回 試行的な審査の実施手順を図4-1に示す。

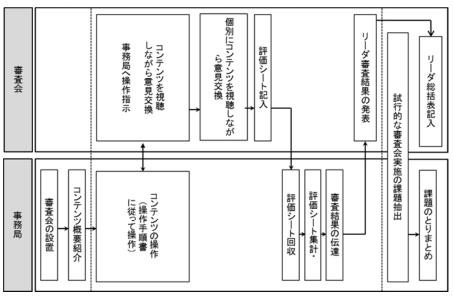


図 4-1 第1回 試行的な審査の実施手順

(イ). 第2回 試行的な審査の実施手順

第1回の試行的な審査を実施した結果、「審査員が審査対象となるデジタルコンテンツの操作を十分に操作する時間がない」、「審査を行うデジタルコンテンツの視聴環境の統一性(公平性)をどのように保つか」といった課題が抽出された。

第2回調査研究委員会の検討の結果、第2回の試行的な審査では、事務局から審査員へのデジタルコンテンツの紹介を廃し、審査員がデジタルコンテンツの操作に慣れること、申請書類を参照する時間を多くとることを目的とし、審査会の開始30分前に個別視聴のできる時間を設けた。なお、特別支援教育分野、社会教育分野のみ、第1回審査会からの継続検討議題があったため、別途検討の時間をとることとした。

第2回 試行的な審査の実施手順を図4-2に示す。

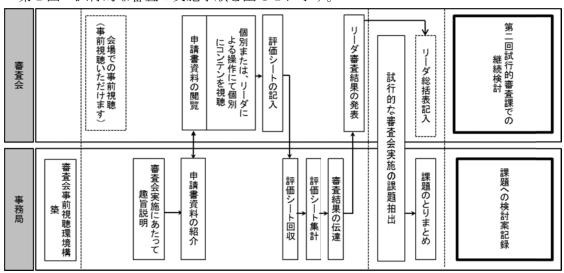


図 4-2 第 2 回 試行的な審査の実施手順

4.2. ヒアリングの実施

第1回の審査会を終えて、抽出された課題事項の中には、以下の内容があった。

- ・申請書に記載のない「利用対象」が、審査の結果、審査対象のデジタルコンテンツの「利用対象」として 教育上価値が高いと判断された場合、当該「利用対象」を選定とするべきか。
- ・申請書において、「対象分野」として挙がっていない分野が、審査の結果、審査対象のデジタルコンテン ツの「対象分野」として教育上価値が高いと判断された場合、当該「対象分野」を選定するべきか。
- ・学校の学習に関わるものではない、「漢字検定」や「ことわざ検定」を題材としたデジタルコンテンツを審査対象とするべきか。
- ・デジタルコンテンツは情報量が多いため、どの部分を審査することで「選定」とすればよいか。 上記課題について、第2回調査研究委員会の開催を前に、既にデジタルコンテンツの審査を実施する日本 視聴覚協会、学習ソフトウェア情報研究センターへヒアリングに赴き、上記課題の検討のための参考とした。

(1). 学習ソフトウェア情報研究センターへのヒアリング

(ア). 日時:平成26年1月9日(木) 10:00~

(イ). ヒアリング参加者:

学習ソフトウェア情報研究センター常務理事澤井 進株式会社内田洋行吉田 茂喜株式会社内田洋行田村 智照

(ウ). 概要:(参考資料 1-1: 学習ソフトウェア情報研究センター ヒアリング録 参照)

(2). 日本視聴覚教育協会へのヒアリング

(ア). 日時:平成26年1月21日(火) 10:00~

(イ). ヒアリング参加者:

(ウ). 概要:(参考資料 1-2:日本視聴覚教育協会 ヒアリング録 参照)

5. 本調査研究事業の実施体制

5.1. 調査研究委員会の設置と運営

本調査研究事業の円滑な実施に向け、以下の事項について指導・助言を得るため、学識経験者等で構成される調査研究委員会を設置した。

- ・本調査研究事業の実施計画(具体的な実施内容・実施手法等を含む)
- ・調査研究結果の分析・考察及び活用方法について

調査研究委員会は、2回実施され、第1回調査研究員会では、審査を行う分野の検討をはじめ、 各審査会において実施する試行的な審査の実施回数、審査体制、審査方法の他、試行的な審査に 用いる申請書様式案、評価シート案等について立案が成された。

第2回調査研究委員会は、第1回審査会で抽出された課題への改善策についての分析・考察がなされ、第2回審査会に向けた指針が示された。

(1). 第1回調査研究委員会

(ア). 開催日時:平成25年10月31日(木)

(イ). 開催場所:株式会社内田洋行

(ウ). 協議概要:

①. 審査会メンバーと審査の対象となるデジタルコンテンツについて

事務局より、本調査研究事業で設置する審査会の構成メンバーの紹介が成された。続いて、 試行的な審査にて利用を予定するデジタルコンテンツが紹介され、審査の対象として適切か 否かが検討された。

②. 試行的審査の実施について

· 評価手順(案)

事務局より、試行的な審査の実施手順について、4 案が示され、実施手順の可否について 検討が成された。また、審査会の実施スケジュールについて、事務局より具体的な開始日程 日が示された。

・デジタルコンテンツ審査申請書様式 (案)

事務局より、試行的な審査で利用する「デジタルコンテンツ審査申請書様式(案)」が示され、様式の内容について検討が成された。また、申請条件項目に記載の「著作権」に関する表記内容について、懸念される旨が提言された。

デジタルコンテンツ評価シート(案)

事務局より、試行的な審査で利用する「デジタルコンテンツ評価シート(案)」として2案が示され、記述方法が説明された後、様式の内容について検討が成された。2案のうちどちらを利用するのかは確定できなかったが、「審査員が利用しやすい方が良い」という指針が示された。

(2). 第2回調査研究委員会

(ア). 開催日時:平成26年1月23日(木)

(イ). 開催場所:株式会社内田洋行

(ウ). 協議概要:

①. 第1回試行的審査会を経た検討課題及び対応案について

事務局より、第1回試行的な審査会の実施報告が成された後、第2回審査会での継続検討 事項を残すこととなった、特別支援教育分野、社会教育分野の両リーダーから、第1回審査 会での検討事項の詳細の説明が成された。

特別支援教育分野では、障害種に応じた操作性の評価を行う必要性があり、まずは障害種を限定する必要性があることや、インクルーシブ教育の考えに基づき、デジタルコンテンツの利用対象を「特別支援教育」とするのか「特別支援学校」とするのか、判断が付きかねた旨、説明が成された。また、社会教育分野では、差別用語や社会的中立性を欠く表現がある場合、デジタルコンテンツは内容全てをみることが困難であり、教育映像等審査と比較し、評価が難しい旨説明が成された。

さらに、第1回審査会で抽出された各種課題について、議論が成された。

②. 第2回試行的審査会の実施案について

事務局より、第2回試行的な審査の実施案について説明が成された。第1回審査会での意見を踏まえ、第2回試行的な審査では、審査対象のコンテンツに指導案などを準備することや、審査会開始前に事前視聴できる時間を設ける予定であることが説明された。

5.2. 審査会の設置と運営

(1). 第1回 審査会

本調査研究事業では、本報告書に記載の分野に応じて審査会を設置した。審査会は、各分野 2 回の開催とし、第1回審査会では、第1回調査研究委員会にて立案された審査手順と、各種様式を用いてデジタルコンテンツの試行的な審査を実施し、そこから見出される課題の抽出を行った。

(ア). 国語分野

- ①. 開催日時:平成25年11月24日(日)15:00~
- ②. 開催場所: 文部科学省
- ③. 審査対象のデジタルコンテンツ:
 - ・漢字マッチ Ver. 2 (東京書籍株式会社)
 - ・小学校古典 音読・暗唱・読み聞かせ 「わくわく古典教室」(光村図書出版株式会社)
 - ・Web 教材シリーズ 小学校国語 ことばの道具箱(教育出版株式会社)
 - ・ 漢検 2級 合格力 (株式会社がくげい)

④. 協議概要:

第1回審査会で審査の対象とするデジタルコンテンツは、昨年度に実施した同事業のアンケート結果から国語を学習の対象教科とするタイトルを事務局にて選定した。試行的な審査を実施した後の討議では、評価時にはデジタルコンテンツの「主な利用方法」や「利用対象」などの情報が必要であるといった意見が出された。

審査の観点については、「学習意欲をどれだけ喚起するか」といった新たな観点の必要性が 求められ、評価シート様式への追加が検討された。また、審査の対象とするデジタルコンテ ンツについて、特定の団体が実施している検定試験を題材にしたタイトルを審査の対象とす るか否かが検討された。

(イ). 社会分野

- ①. 開催日時:平成25年12月24日(火)13:00~
- ②. 開催場所:文部科学省
- ③. 審査対象のデジタルコンテンツ:
 - ・デジタル写真図版 むかしの新聞広告 (株式会社ラティオインターナショナル)
 - ・日本地理チャレンジャーズ (株式会社がくげい)
 - ・世界各国 Web データベース 2011~2012 (東京書籍株式会社)
 - ・アニメ歴史シアター (株式会社アドウィン)

④. 協議概要:

第1回審査会で審査の対象とするデジタルコンテンツは、昨年度に実施した同事業のアンケート結果から社会を学習の対象教科とするタイトルを、事務局にて選定して実施した。試行的な審査を実施した後の討議では、概して評価時の情報としてデジタルコンテンツの「主な利用方法」や「利用対象」などの必要性が求められた。また、評価シート様式案については、記入方法に関わる様式の在り方について検討が成された他、評価手順についても検討された。特に、申請されてきたデジタルコンテンツを、どのように審査することで、公平な審査ができるのかといったことが議論された。

審査の対象となるデジタルコンテンツに関しては、分野の特性上、歴史認識など、社会的に センシティブな内容が含まれるため、専門性のある識者の視点で審査されることが必要なので はないかという意見があった。

(ウ). 理科分野

- ①. 開催日時:平成25年12月2日(月)15:00~
- ②. 開催場所:文部科学省

- ③. 審査対象のデジタルコンテンツ:
 - ・ステラナビゲーター9 (株式会社アストロアーツ)
 - ・プロジェクタ教材 中学校理科 (株式会社ラティオインターナショナル)
 - Mitaka-4D2U Project (国立天文台)
- ④. 協議概要:

第1回審査会で審査の対象とするデジタルコンテンツは、昨年度に実施した同事業のアンケート結果から理科を学習の対象教科とするタイトルを、事務局にて選定して実施した。試行的な審査を実施した後の討議では、概して評価時の情報としてデジタルコンテンツの「主な利用方法」や「利用対象」などの必要性が求められた。また、デジタルコンテンツを利用する際のICT環境の違いによって審査時の観点が異なることが検討された。

審査の観点について、評価シート様式に記載の文言の検討の他、操作性に関する観点は特別支援教育を対象とする審査の観点のみに関わるものではないという意見から、ユニバーサルデザインに配慮しているかなど新たな審査の観点について意見が出された。評価の手順や方法については、操作の説明を申請者が行う案や、評価を点数化する案が検討された。

(エ). 算数・数学分野

- ①. 開催日時:平成25年12月7日(土)15:00~
- ②. 開催場所:文部科学省
- ③. 審査対象のデジタルコンテンツ:
 - ・中学校数学シミュレーション Ver. 4 (東京書籍株式会社)
 - ・小学校クリックドリル (株式会社文渓堂)
 - ・新版 さんすうの森 小学校 (株式会社内田洋行)
 - ・プロジェクタ教材 小学校算数(株式会社ラティオインターナショナル)
- 4). 協議概要:

第1回審査会で審査の対象とするデジタルコンテンツは、昨年度事業のアンケート結果から算数・数学を学習の対象教科とするタイトルを、事務局にて選定して実施した。試行的な審査を実施した後の討議では、概して評価時の情報としてデジタルコンテンツの「利用対象」などの必要性が求められた他、デジタルコンテンツの内容と学習指導要領との関連性を明確にする必要性が検討された。

評価シート様式、並びに審査の観点に関する意見としては、「デジタルコンテンツに可変性があること」や「学習者に考える時間を与えること」など、デジタルコンテンツ自体に係る審査の観点の他、利用者の活動によって評価の変わる観点が検討された。審査手順や審査方法については、対象となるデジタルコンテンツの視聴時間を確保する必要性が求められた他、評価方法については評価の結果を点数化する案が出された。

(才). 外国語(外国語活動)分野

- ①. 開催日時:平成25年12月17日(火)19:00~
- ②. 開催場所:株式会社内田洋行
- ③. 審査対象のデジタルコンテンツ:
 - ・バナナじゃなくて banana チャンツ (株式会社内田洋行)
 - ・学習クリップ中学校英語わかんないとこ大辞典(株式会社ラティオインターナショナル)
 - ・小学校のフラッシュ英語表現(株式会社チエル)

④. 協議概要:

第1回審査会で審査の対象とするデジタルコンテンツは、昨年度事業のアンケート結果から英語・外国語活動を学習の対象教科とするタイトルを、事務局にて選定して実施した。試行的な審査を実施した後の討議では、デジタルコンテンツに「オリジナリティを加えることができるか」といった審査の観点が検討された。また、デジタルコンテンツは内容が膨大であることから、審査会の実施前に視聴する必要性を求める意見があった。そうしたことからも1回の審査会では、1つのデジタルコンテンツを審査することが適当ではないかとの意見があった。

(力). 特別支援教育分野

- ①. 開催日時:平成25年12月17日(火)10:00~
- ②. 開催場所:株式会社内田洋行
- ③. 審査対象のデジタルコンテンツ:
 - ・ちびっこくらぶ(株式会社がくげい)
 - できたよ、ほらっ いるかコース (5歳用) (株式会社ユニティーベル)
 - ・おえかきデビュー(株式会社がくげい)

4). 協議概要:

第1回審査会で審査の対象とするデジタルコンテンツは、昨年度事業のアンケート結果から、特別支援学校向けであると申請のあったタイトルを事務局にて選定して実施した。しかしながら、該当のデジタルコンテンツは、特別支援学校でも利用できるものの小学校低学年を主な利用対象としていたことから、評価を行う事ができなかった。このことから、特別支援教育分野で審査を行うデジタルコンテンツは、該当分野で利用されることを主目的に制作されたデジタルコンテンツでなくてはならず、小学校低学年を利用対象としたデジタルコンテンツが、必ずしも特別支援教育分野で利用できるものではないことが明らかとなった。

申請書様式について、「特別支援教育分野を対象とするデジタルコンテンツは、障害種によってその審査の観点が分かれる」といった意見から、予め申請時に障害種を区別する必要性が検討された他、評価シート様式、並びに審査の観点に関する意見としては、「特別支援教育分野は一つの分野であるので、操作性など独自の審査の観点を入れるべきである。」といった意見があり、第2回の審査会での継続検討事項を残すこととなった。

(キ). 社会教育分野

- ①. 開催日時:平成25年11月28日(木)19:00~
- ②. 開催場所:文部科学省
- ③. 審査対象のデジタルコンテンツ:
 - ・機械設計者のための"動く"機械加工入門(実写、СGアニメ)(株式会社アドウィン)
 - ・誰でもわかる決算書 決算の基礎知識 (アテイン株式会社)
 - ・「アイヌ民族博物館アイヌ語アーカイブスー祖父母の物語を子どもたちへー」(アイヌ民族 博物館)
 - ・ニューヘルシー V (東京書籍株式会社)

④. 開催概要:

第1回審査会で審査の対象とするデジタルコンテンツは、昨年度事業のアンケート結果から、社会教育向けであると申請のあったタイトルを事務局にて選定したほか、「子どもゆめ基金」(http://yumekikin.niye.go.jp/)から、社会教育分野リーダーにて選定されたデジタルコンテンツを用いて実施した。試行的な審査を実施した後の討議では、概して評価時の情報としてデジタルコンテンツの「利用方法」や「活用場面」などの必要性が求められた。一方で、社会教育用デジタルコンテンツは、映像コンテンツとは異なり「使い方が明確ではない」、「どの部分をどのように学ぶかは、学習者側に選択権がある」ために、評価を行うことが困難であるという意見や、「活用場面が無数にあるので、審査の対象とするデジタルコンテンツの活用場面を特定しなくては審査が難しい」といった意見が出された。

また、審査の対象とするデジタルコンテンツに関して、「どういったデジタルコンテンツが 審査の対象となるのか不明確である」という意見もあり、第2回の審査会での継続検討事項 を残すこととなった。

(2). 第2回 審査会

(ア). 国語分野

- ①. 開催日時:平成26年2月23日(日)13:00~
- ②. 開催場所:株式会社内田洋行
- ③. 審査対象のデジタルコンテンツ:
 - ・漢字力を育む工夫がいっぱい!「わくわく漢字伝」高学年(光村図書出版株式会社)

④. 開催概要:

第2回審査会で審査の対象とするデジタルコンテンツは、第2回調査研究委員会での検討をうけて、国語を学習の対象教科とし、且つ「指導案」や「活用方法」などの資料のそろったタイトルを事務局にて選定した。試行的な審査を実施した後の討議では、申請書様式に記載の文言に関するご意見の他、審査時に参照する資料に関し、「製品の特長」や「活用のポイント」などの「良さ」を明示した資料の必要性が求められた。また、評価シートに関しては各審査の観点の表記文言に関する意見が数多く寄せられた。

審査の実施手順に関しては、申請書類の閲覧から評価シートの記入を30分とし、審査の平等を図ることが検討された他、ある程度の事前資料があれば、事務局による対象デジタルコンテンツの操作の説明等は不要であることが指摘された。

(イ). 社会分野

- ①. 開催日時:平成26年3月2日(日)15:00~
- ②. 開催場所:株式会社内田洋行
- ③. 審査対象のデジタルコンテンツ:
 - ・絵で読み解く 各時代のようす (株式会社帝国書院)
- ④. 開催概要:

第2回審査会で審査の対象とするデジタルコンテンツは、第2回調査研究委員会での検討をうけて、「指導案」や「活用方法」などの資料のそろったタイトルを試行的な審査の対象としたが、第2回社会分野審査会では、それらの資料を備えたデジタルコンテンツを選定することができなかった。試行的な審査を実施した後の討議では、インクルーシブ教育の観点から、評価シート様式に記載の文言の修正に関するご意見の他、審査の観点としてユニバーサルデザインやアクセシビリティも考慮に入れてはどうかという意見があった。

また、審査の対象とするデジタルコンテンツに関して、「個人がドリル的に利用するデジタルコンテンツを『教育用』として選定することに違和感がある」という意見があり、ドリル的に利用するデジタルコンテンツを審査の対象とするべきかといったことが指摘された。

(ウ). 理科分野

- ①. 開催日時:平成26年2月27日(木)15:00~
- ②. 開催場所:株式会社内田洋行
- ③. 審査対象のデジタルコンテンツ:
 - ・プロジェクタ教材 小学校理科(株式会社ラティオインターナショナル)
- ④. 開催概要:

第2回審査会で審査の対象とするデジタルコンテンツは、第2回調査研究委員会での検討をうけて、理科を学習の対象教科とし、且つ「指導案」や「活用方法」などの資料のそろったタイトルを事務局にて選定した。第2回の試行的な審査では、申請書様式に「利用方法」を記載する項目を設けたが、試行的な審査を実施した後の討議では該当の項目に関して「一斉指導」や「個別学習」の他に「探究的、課題研究的なグループ学習」の3つに分類できるのではないかという意見があった。また、評価方法に関して、審査は審査員が利用方法を想像してその評価を行うのか、又は申請されてきた情報にのみ従って評価を実施するのかが検討され、申請書に記載の情報にのみ基づいて審査を行う指針が示された。

(エ). 算数・数学分野

- ①. 開催日時:平成26年3月1日(土)15:00~
- ②. 開催場所:株式会社内田洋行
- ③. 審査対象のデジタルコンテンツ:
 - ・新マス・オン・プロジェクター (株式会社内田洋行)
- ④. 開催概要:

第2回審査会で審査の対象とするデジタルコンテンツは、第2回調査研究委員会での検討を うけて、算数・数学を学習の対象教科とし、且つ「指導案」や「活用方法」などの資料のそろ ったタイトルを事務局にて選定した。試行的な審査を実施した後の討議では、申請書様式に「教 科書のこの場面で利用する」などの情報があると審査がしやすいといった意見があった。また、 評価シートに関しては、記述方法が分かりづらいといった指摘事項があった。

第2回の試行的な審査では、審査会の実施前に審査の対象とするデジタルコンテンツを個別に視聴できる環境を構築したが、「個人で視聴するほうが良い」「事前に会場にて視聴するほうが良い」という意見が出された。

(才). 外国語(外国語活動)分野

- ①. 開催日時:平成26年2月19日(水)19:00~
- ②. 開催場所:株式会社内田洋行
- ③. 審査対象のデジタルコンテンツ:
 - Touch and Learn Revised (株式会社東大英数理教室)
- ④. 開催概要:

第2回審査会で審査の対象とするデジタルコンテンツは、第2回調査研究委員会での検討をうけて、英語・外国語を学習の対象教科とし、且つ「指導案」や「活用方法」などの資料のそろったタイトルを事務局にて選定した。試行的な審査を実施した後の討議では、一斉指導を利用方法とするデジタルコンテンツを評価する場合、電子黒板を利用した操作性なども審査の観点になるのではないかという意見があった。そのため、利用方法によって、審査の観点が変わってくることが改めて指摘された。

また、評価方法に関して、審査の対象となるデジタルコンテンツの一部が優れていても、評価の結果「選定外」となったデジタルコンテンツは、優れている個所が埋没してしまうのではないかということが懸念された。検討の結果、教育映像等審査と同様、デジタルコンテンツの一部に良い箇所があったとしても、申請の内容に従って審査を行った結果、選定外となったデジタルコンテンツはその結果に従うこととなった。

(力). 特別支援教育分野

①. 開催日時:平成26年2月19日(水)15:00~

②. 開催場所:株式会社内田洋行

③. 審査対象のデジタルコンテンツ:

・タッチでアタマの体操 (株式会社アスク)

④. 開催概要:

第2回審査会で審査の対象とするデジタルコンテンツは、第2回調査研究委員会での検討をうけて、特別支援教育分野で利用されることが想定され、且つ「指導案」や「活用方法」などの資料のそろったタイトルを事務局にて選定した。試行的な審査を実施した後の討議は、主に第1回試行的な審査での継続課題について検討された。

(キ). 社会教育分野

①. 開催日時:平成26年2月27日(木)10:00~

②. 開催場所:株式会社内田洋行

③. 審査対象のデジタルコンテンツ:

・がんばれ日本!ぼくらの未来パワー(特定非営利活動法人 教育改革ネット)

④. 開催概要:

第2回審査会で審査の対象とするデジタルコンテンツは、第2回調査研究委員会での検討をうけて、「指導案」や「活用方法」などの資料のそろったタイトルを試行的な審査の対象としたが、第2回社社会教育分野審査会では、それらの資料を備えたデジタルコンテンツを選定することができなかった。試行的な審査を実施した後の討議は、主に第1回試行的な審査での継続課題について検討された。

6. 本調査研究事業の成果

6.1. 各種様式について

(1). 提案方法

各種様式の提案に当たり、既に文部科学省にて実施されている、教育映像等審査で運用されている申請書様式などを参考とし、更に本調査研究事業において実施された審査会にて、試行的な審査を通して抽出された課題へのご意見、検討事項を踏まえて本提案に至った。

本調査研究事業では、昨年度の事業結果を踏まえて 7 分野を抽出し審査会を実施したが、学校 教育教科分野、特別支援教育分野、社会教育分野に大分して検討を進めた。

検討の結果、「教育用デジタルコンテンツ審査申請書」様式、「教育用デジタルコンテンツ審査 集計表」様式、「教育用デジタルコンテンツ審査総括表」様式は、全分野共通としたが、「教育用 デジタルコンテンツ審査評価シート」様式については、第1回特別支援教育分野の審査会におい て、「特別支援教育分野独自の審査の観点」の検討が必要であるとの意見が抽出されたことから、 学校教育教科分野と社会教育分野に向け提案する評価シート様式とは別様式として検討を試みる に至った。

(2). 提案事項

(ア). 申請書様式1

立如利	記入日 平成 年 月 日 学大臣 殿	
	作品の審査を申請します。	
申請者名		
住 所	電 話 番 号	
担当者名	代表者名	
担当者 E-Mail		
	智	
作 品 名	W	
	学校教育	
	□ 幼稚園 □ 小学校 低学年 □ 小学校 中学年 □ 小学校 高学年	
	□ 中学校 □ 高等学校 □ 特別支援学校 ※ □ 特別支援学級 ※	
	※[特別支援学校][特別支援学級]を選択した場合は、下記の障害種別を選択すること	
利用対象	□ 視覚障害者 □ 聴覚障害者 □ 知的障害者 □ 肢体不自由者	
(複数選択可)	□ 病弱者 □ 言語障害者 □ 情緒障害者 □ 自閉症者	
	□ 学習障害者 □ 注意欠陥多動性障害者	
	社会教育	
	□ 幼児 □ 少年 □ 青年 □ 成人	
	□ 幼児教育 □ 国語 □ 社会 □ 地理歴史 □ 公民	
対象分野	□ 算数、数学 □ 理科 □ 総合的な学習の時間 □ 外国語活動・外国語	
(択一選択)	□ 技術・家庭、家庭 □ 情報	
(1)()(2)()	□ 専門教科 (農業、工業、水産、商業、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語)	
	□ 特別支援教育 □ 社会教育	
完成年月日	年 月 日 公開年月日 年 月 日	
動作環境	OS: HDD 容量:	
	動作に必要なプラグイン等:	
コンテンツの 入 手 方 法	□ 店頭 □ Web(有償) □ Web(無償) □ その他()	
主な利用形態	申請するデジタルコンテンツを利用した主な利用形態	
土は利用が態	□ 一斉指導 □ 個別学習 □ その他()	
	この度申請するデジタルコンテンツは、以下の申請条件を満たしています。	
	口著作権の他、意匠権、商標権などの知的財産権や、肖像権、個人情報など人の権利を侵害していないこと	
also die de de	□公序良俗に違反する内容を含まないこと	
申請条件		
	□提供(販売)する予定の全体内容を収録していること(インターネット等への外部リンク情報は除く) □文部科学省で用意する端末等に CD·ROM、DVD-ROM、USB 等からインストール不可の場合、コンテンツがイン	
	コスポイチョで用点する端末等に CD ROM、DYD ROM、OSD 等からインストール不可の場合、コンテンノがインストールされた端末等の準備 (20 台程度) が可能であること	
	【審査日】 平成 年 月 日 (記入不要)	

①. 作品名記入箇所

第1回国語分野審査会において、該当箇所を「作品名(教材名)としたほうが適切ではないか」との意見があり、本提案のとおりとした。

②. 利用対象記入箇所

<学校教育/障害種別>

学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号、最終改正平成23年6月3日法律第61号)で規定されている学校種に、同法令8章に記載の特別支援学級を利用対象として加え、本提案に当たっては表6-1のとおりとした。

また、第1回特別支援教育分野審査会では、「障害種によって、審査する際に配慮する点が 異なるため、申請時に予め(障害種を)区別する必要がある」との意見があり、第2回特別 支援教育分野審査会にて、教育支援資料(平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別 支援教育課)に記載の障害種を選択肢として参照することとなった。なお、障害種別は、特 別支援学校、特別支援学級での利用を想定して申請されるデジタルコンテンツの場合のみ記 入する項目とした。本提案に当たっては表6-1のとおりとした。また、重複障害の利用対象 者も考慮し、複数選択を可能とした。

表 6-1 申請書様式 学校教育/障害種別記入項目

学校都	学校教育						
	幼稚園		小学校 低学年		小学校 中学年		小学校 高学年
	中学校		高等学校		特別支援学校 ※		特別支援学級 ※
			※[特別支援学校][特別	支援学#	吸]を選択した場合は、	下記の障	害種別を選択すること
障害種	重別						
	視覚障害者		聴覚障害者		知的障害者		肢体不自由者
	病弱者		言語障害者		情緒障害者		自閉症者
	学習障害者		注意欠陥多動性障害者				

<社会教育>

第1回社会教育分野審査会では、指導者が学習するデジタルコンテンツを考慮し、利用対象に「指導者向け」の項目を設けてはどうかという意見があったが、第2回社会教育分野審査会にて教育映像等審査に倣うこととなり、本提案に当たっては表6-2のとおりとした。

表 6-2 申請書様式 社会教育分野利用対象者記入項目

社会教育			
□ 幼児	□ 少年	□ 青年	□ 成人

③. コンテンツ入手方法記述箇所

第2回社会教育分野審査会において、「社会教育分野で審査するデジタルコンテンツが、どこで入手できるのかといった情報が必要である」という意見があった。社会教育分野を対象としたデジタルコンテンツに限らず、インターネット上のコンテンツや、ダウンロード型のアプリケーションコンテンツなど今後の利用方法にも対応できるよう、本提案に当たっては表 6-3 のとおりとした。

表 6-3 申請書様式 コンテンツの入手方法記入箇所

□ 店頭 □ Web (有償) □ Web (無償) □ その他 ()
------------------------------------	---

④. 主な利用形態記入箇所

第1回複数の審査会において、「審査するデジタルコンテンツの(評価に当たり)『活用される場面(どの場面で学習するのか)』や『利用形態』などの情報が必要である」という意見があった。また、現在、市場に流布するデジタルコンテンツの利用形態を考慮し、「一斉指導」「個別学習」「その他」の3項目とし、本提案に当たっては表6-4のとおりとした。

表 6-4 申請書様式 主な利用形態記入箇所

申請するデジタルコン	vテンツを利用した主な利]用形態	
□ 一斉指導	□ 個別学習	□ その他()

⑤. 申請条件記入箇所

2 回に渡る調査研究委員会、審査会の場にて申請条件の内容について検討が重ねられた結果、本提案に当たっては申請条件を表 6-5 のとおりとした。ただし、「コンテンツのインストールが不可能な場合、申請者は審査員に供する 20 台程度の端末等の準備が必要」であることから、該当項目が申請者にとって大きな負担となることが懸念される。

表 6-5 申請書様式 申請条件記入箇所

この度申請するデジタルコンテンツは、以下の申請条件を満たしています。
□著作権の他、意匠権、商標権などの知的財産権や、肖像権、個人情報など人の権利を侵害していないこと
□公序良俗に違反する内容を含まないこと
□操作方法を説明する資料が添付されていること
□提供 (販売) する予定の全体内容を収録していること
□文部科学省で用意する端末等に CD-ROM、DVD-ROM、USB 等からインストール不可の場合、コンテンツがインストー
された端末等の準備(20 台程度)が可能であること

(イ). 申請書様式2

	デジタルコンテンツ審査申請	
申請するデジタルコンテンツの特長や 制作目的について	、内容について、適切な審査の7	とめにご記入ください。
Set Si adaptina a la com		
特長、内容について		
活用場面、活用方法について		
操作性、内容、表現等に関して特に配慮した	t.点	

①. 制作目的記述箇所

第2回複数の審査会において、「審査するデジタルコンテンツの『活用される目的(何を学習するために利用するのか)』『学習要領のどこに該当するのか』分からなくては、評価が難しい」という意見があった。このことから、申請者が制作意図を明確にできるよう、本提案のとおりとした。

②. 特長、内容記述箇所

第 2 回 国語分野審査会において、「申請されるデジタルコンテンツの簡単な解説書が必要である」との意見があった。申請条件として資料の提示を求めることも検討したが、「申請者の言葉でもよいので明確になっていること」が求められた。このことから、申請者が制作意図を明確にできるよう、本提案のとおりとした。

③. 活用の場面、活用方法記述箇所

第2回複数の審査会において、「審査するデジタルコンテンツの『利用される目的(何を学習するために利用するのか)』『学習指導要領のどこに該当するのか』が分からなくては、評価が難しいという意見があった。このことから、申請者が制作意図を明確にできるよう、本提案のとおりとした。

④. 操作性、内容、表現等に関して特に配慮した点

第1回 国語分野審査会、理科分野審査会において、「操作性の観点に力点を置き、ユニバーサルデザインに配慮されているか」などの審査の観点が必要ではないかという意見があった。第2回調査研究委員会での検討の結果、全分野にも関わるが、第2回特別支援教育分野審査会において、継続審議することとなった。

第2回 特別支援教育分野審査会における検討の結果、評価に値する「ユニバーサルデザイン」の基準を定めることは、本調査研究事業の本意とは外れるため、審査の観点としては加えず、申請時に「操作性、内容、表現等に関して特に配慮した点」を記述する対応案が検討された。このことから、申請者が「操作性、内容、表現等に関して特に配慮した点」を明確にできるよう、本提案のとおりとした。

(ウ). 評価シート様式

教育用デジタルコンテンツ評価シート	(学校教育・社会教育)

分野第回デジタルコンテンツ審査会平成年月日

基本情報

分	野	名	審查員氏名	
作	品	名		

審査の結果[審査の結果、選定に値すると判断された場合は該当の評価欄に○か×を記入します]

学 校	対	象	幼稚園	小学校			中学校	高等学校
				低学年	中学年	高学年		2 2 2 2 2
教 育	評	価						
社	対	象	幼児		少年	青年		成人
会 教 育	評	価						

審査項目 (※:特に配慮すべき評価項目)

街3	企項目(次:特に配慮すべさ評価項目)
Ш	内容に関する評価項目
*	学習指導要領の内容との整合性があるか
*	正確なものであるか、信頼できるものであるか
*	活用場面や目的に応じた質と量が適切か
	生活、経験及び興味に即しているものであるか
	デジタルコンテンツが WEB サイトで提供されている場合に、当該 WEB サイトに公序良俗に反する情報が含まれていないか
	時代の進歩に応じているものであるか
	心身の発達段階に応じて理解しうるものであるか
	経験領域を拡充し、豊かにするものであるか
	意欲を向上させる内容であるか
	思考力及び批判力をかん養するものであるか
	教養を高め、生活の向上に資するものであるか
	豊かな情操を養うものであるか
	倫理性について整合しているか
	内容に関する評価 愛れている やや 優れている ふつう ややまっている まっている

	映像と解説の整合性がとれているか								
	画面表示が鮮明であるか								
	文字のフォントや大きさは適切であるか								
	画面レイアウトに統一性があるか								
	図等の拡大が適切な大きさでできるか								
	音声(音質・音量)が適切か								
	意欲を向上させる仕掛けがあるか								
	意図しているものが表現されているか								
	用語が平易かつ妥当であるか								
	解説に終始していないか								
	表現に関する評価 賃 れている やや使れている ふつう やや男っている 男っている								
•	操作性等に関する評価項目								
*	ICT が有する機能を充分に引き出す操作性となっているか								
_	容易に操作できるか								
	全体の構成が分かりやすいか								
	効率的な活用を促す工夫 (メニュー画面、ヘルプ機能、学習進捗状況の保存、リンクやボタンの明確化など) があるか								
	スクロールの幅やマウスカーソルの移動量が適切か								
	さまざまな児童・生徒の学習上の困難を改善し、克服するための配慮がなされているか								
	操作性に関する評価 優れている やや優れている ふつう ややみっている みっている								
	習意事項								
	習意事項 商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか								
*									
* *	商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか								
* * *	商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか)								
* * * *	商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか) 教育上好ましくないものではないか								
* * * *	商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか) 教育上好ましくないものではないか 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすものではないか								
* * * *	商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか) 教育上好ましくないものではないか 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすものではないか								
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか) 教育上好ましくないものではないか 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすものではないか								
** ** **	商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか) 教育上好ましくないものではないか 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすものではないか 基準・留意事項記入欄 [審査基準・留意事項を満たしていると判断された内容を記入します]								
** ** **	商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか) 教育上好ましくないものではないか 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすものではないか 基準・留意事項記入欄 [審査基準・留意事項を満たしていると判断された内容を記入します]								
** ** **	商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか) 教育上好ましくないものではないか 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすものではないか 基準・留意事項記入欄 [審査基準・留意事項を満たしていると判断された内容を記入します]								

①. 全般

第2回 算数・数学分野の審査会において、「評価シートの記述方法が分かりづらい」との意見があった。このことから、評価シート様式の各項目に記入内容が分かるよう明記し、本提案のとおりとした。

②. 内容に関する評価項目

<評価項目:学習指導要領の内容との整合性があるか>

第1回 国語分野審査会において、「教科領域の狙いを達成するのに効果的か否か」といった 審査の観点が必要ではないかという意見があった。第2回の調査研究委員会での検討の結果、 第1回審査会時の様式に記載の、「学校教育用教材については、学習指導要領に示されている 教育課程に対する整合性が為されているか」とする評価項目で対応することとなった。

更に、第2回 国語分野審査会において、上記評価項目に記載の「教育課程」という表現が、 評価に当たり不適切ではないかとの意見があった。検討の結果、「学習指導要領の内容との整 合性があるか」とする表記が適切であるとの対応案に至った。このことから、該当項目を、本 提案のとおりとした。

<評価項目:活用場面や目的に応じた質と量が適切か>

第2回 理科分野審査会において、資料集などのデジタルコンテンツを想定し、「量的な審査の観点も必要ではないか」という意見があった。検討の結果、社会教育分野を対象とするデジタルコンテンツの評価も想定し、「活用場面や目的に応じた質と量が適切か」とする表記が適切であるとの対応案に至った。このことから、該当項目を、本提案のとおりとした。

<評価項目:デジタルコンテンツが WEB サイトで提供されている場合、当該WEBサイトに公序良俗に反する情報が含まれていないか>

第 2 回 国語分野審査会において、該当の評価項目の記載「公序良俗に反する情報が含まれていないか」が、申請書様式の申請条件に記載する「公序良俗に違反する内容を含まないこと」とする内容と同様であるため、不要ではないかとの意見があった。同審査会にて、事務局より、それぞれの表記の意図する違いを説明し了解を得た。このことから、該当項目を本提案のとおりとした。

<評価項目:倫理性について整合しているか>

第1回 理科分野審査会において、審査の観点「豊かな情操を養うものであるか」「倫理性を たかめるものであるか」は、デジタルコンテンツの審査に当たっては不要ではないかとの意見 があった。第2回の調査研究委員会での検討の結果、文部科学省から該当項目は「記載の内容 に問題が無いかを確認するものであり、教育映像等審査との整合性を図る」との説明が成され た。 更に、第 2 回 国語分野審査会において、上記評価項目に記載の「倫理性を高める」という 表現が、不適切ではないかとの意見があった。検討の結果、「倫理性について整合しているか」 とする表記が適切であるとの対応案に至った。このことから、該当項目を本提案のとおりとし た。

<評価項目:意欲を向上させる内容であるか>

第1回 国語分野審査会において、「学習意欲をどれだけ喚起するか」といった審査の観点が必要ではないかという意見があった。第2回の調査研究委員会での検討の結果、本提案のとおり、「意欲を向上させる内容か」とする審査の観点項目を加えることとなった。

上記の内容を踏まえ、本報告書に提案する評価シート様式 内容に関する評価項目と、教育映像等審査基準との差異を表 6-6 に示す。

表 6-6 評価シート様式 内容に関する評価項目 教育映像等審査基準との差異

<u> </u>					
評価シート様式 内容に関する評価項目	教育映像等審査基準	差異			
学習指導要領の内容との整合性があるか	・学校教育用教材については、幼稚園教育要領又は 学習指導要領に示されている教育課程に対する配慮 がなされているか。	報告書に記載の経緯 により変更			
正確なものであるか、信頼できるものであるか	・正確なものであるか・信頼できるものであるか	基準項目を統合			
活用場面や目的に応じた質と量が適切か		独自項目			
生活、経験及び興味に即しているものであるか	・生活、経験及び興味に即しているものであるか。	変更なし			
デジタルコンテンツが WEB サイトで提供されている場合に、当該 WEB サイトに公序良俗に反する情報が含まれていないか		独自項目			
時代の進歩に応じているものであるか	・時代の進歩に応じているものであるか。	変更なし			
心身の発達段階に応じて理解しうるものであるか	・心身の発達段階に応じて理解しうるものであるか。	変更なし			
経験領域を拡充し、豊かにするものであるか	・経験領域を拡充し、豊かにするものであるか。	変更なし			
意欲を向上させる内容であるか		独自項目			
思考力及び批判力をかん養するものであるか	・思考力及び批判力をかん養するものであるか。	変更なし			
教養を高め、生活の向上に資するものであるか	・教養を高め、生活の向上に資するものであるか。	変更なし			
豊かな情操を養うものであるか	・豊かな情操を養うものであるか。	変更なし			
倫理性について整合しているか	・倫理性を高めるものであるか。	報告書に記載の経緯 により変更			

③. 表現に関する評価項目

<評価項目:映像と解説の整合性がとれているか>

第 2 回 社会分野審査会において、当日に利用した様式の該当表記「解説と画面の結合が適切か」という表現が、不適切ではないかとの意見があった。検討の結果、「映像と解説の整合性がとれているか」とする表記が適切であるとの対応案に至った。このことから、該当項目を本提案のとおりとした。

<評価項目:解説に終始していないか>

第 2 回 国語分野審査会において、当日に利用した様式の該当表記「解説に頼りすぎていないか」という表現が、不適切ではないかとの意見があった。検討の結果、「解説に終始していないか」とする表記が適切であるとの対応案に至った。このことから、該当項目を本提案のとおりとした。

上記の内容を踏まえ、本報告書に提案する評価シート様式 表現に関する評価項目と、教育映像等審査基準との差異を表 6-7 に示す。

表 6-7 評価シート様式 表現に関する評価項目 教育映像等審査基準との差異

評価シート様式 表現に関する評価項目	教育映像等審査基準	差異	
映像と解説の整合性がとれているか	・解説と画面の結合が適切であるか。	報告書に記載の経緯	
NO CAROLINE LIEU CALO CA SA	/ITMLC MIN 2 WILL IN 76 20 C 00 Q N 0	により変更	
画面表示が鮮明であるか	・画面が鮮明であるか。	基準項目を統合	
回回衣小が無切でめるが	・色彩が適切であるか。	本半切りを配合	
文字のフォントや大きさは適切であるか		独自項目	
画面レイアウトに統一性があるか		独自項目	
図等の拡大が適切な大きさでできるか		独自項目	
音声(音質・音量)が適切か	・録音が適切であるか。	表記を変更	
意欲を向上させる仕掛けがあるか		独自項目	
意図しているものが表現されているか	・意図しているものが表現されているか。	変更なし	
用語が平易かつ妥当であるか	・用語が平易かつ妥当であるか。	変更なし	
解説に終始していないか	・解説に頼りすぎていないか	報告書に記載の経緯	
万字元式 (□ ボウダロ し	・ 州中市元(二不具 ソ タ さ く い ソ よ い ソ パ ・	により変更	
	・紙芝居にあつては、紙質及び印刷が適切であるか。	基準を削除	

④. 操作性等に関する評価項目

<評価項目: ICT が有する機能を充分に引き出す操作性となっているか>

第2回 国語分野審査会において、「学習者への働きかけ(インタラクティブ性)ができるか 否かという審査の観点も必要ではないか」という意見があった。検討の結果、本提案のとおり、 「ICT が有する機能を充分に引き出す操作性となっているか」とする評価項目で対応すること となった。

<評価項目: さまざまな児童・生徒の学習上の困難を改善し、克服するための配慮がなされているか>

第 2 回 社会分野審査会において、当日に利用した様式の該当表記「特別支援の観点から、障害の適性に応じた学習上の困難を、改善、克服するための配慮がなされているか」という表現を、インクルーシブ教育にも合致した観点としてはどうかという意見があった。検討の結果、「さまざまな児童・生徒の学習上の困難を改善し、克服するための配慮がなされているか」とする表記が適切であるとの対応案に至った。このことから、該当項目を本提案のとおりとした。

上記の各審査の観点項目に関するご意見、課題事項の他、第 1 回 国語分野審査会、理科分野審査会において、デジタルコンテンツの特性上、「操作性」に力点を置いた審査の観点としてはどうかといった意見や、「ユニバーサルデザインに配慮されているか」などの審査の観点も必要ではないかという意見が見られた。第 2 回調査研究委員会での検討の結果、上記の審査の観点は全分野に関わることであるが、第 2 回 特別支援教育分野の審査会にて継続して検討することとなった。

第2回 特別支援教育分野審査会にて検討した結果、「評価に値するユニバーサルデザインの 基準を定めることは、本調査研究事業の本意とは外れる」ことから、審査の観点としては加え ず、申請時に「操作性、内容、表現等に関して特に配慮した点」を記述する対応案が検討され た。このことから、申請書様式2のとおり、該当の記述項目を設けることとした。

上記の内容を踏まえ、本報告書に提案する評価シート様式 操作性に関する評価項目と、教育映像等審査基準との差異を表 6-8 に示す。

表 6-8 評価シート様式 操作性に関する評価項目 教育映像等審査基準との差異

評価シート様式 操作性に関する評価項目	教育映像等審査基準	差異
ICT が有する機能を充分に引き出す操作性となっているか		独自項目
容易に操作できるか	・操作が容易であるか。	表記を変更
全体の構成が分かりやすいか		独自項目
効率的な活用を促す工夫(メニュー画面、ヘルプ機能、学習進捗状		独自項目
況の保存、リンクやボタンの明確化など) があるか		<u>独</u> 日
スクロールの幅やマウスカーソルの移動量が適切か		独自項目
さまざまな児童・生徒の学習上の困難を改善し、克服するための配		独自項目
慮がなされているか		独日 垻 日

⑤. 留意事項

<評価項目:中立性を欠く意図が感じられるものではないか>

第 2 回 社会分野審査会において、当日に利用した様式の該当表記「中正を欠く」という表現が、不適切ではないかとの意見があった。検討の結果、「中立性を欠く意図が感じられるものではないか」とする表記が適切であるとの対応案に至った。このことから、該当項目を本提案のとおりとした。

<評価項目:教育上好ましくないものではないか>

第 2 回 国語分野審査会、社会分野審査会において、当日に利用した様式の該当表記「風教 上好ましくないものではないか」という表現が、不適切ではないかとの意見があった。検討の 結果、「教育上好ましくないものではないか」とする表記が適切であるとの対応案に至った。 このことから、該当項目を本提案のとおりとした。

上記の内容を踏まえ、本報告書に提案する評価シート様式 留意事項に関する評価項目と、 教育映像等審査基準との差異を表 6-9 に示す。

表 6-9 評価シート様式 留意事項に関する評価項目 教育映像等審査基準との差異

評価シート様式 留意事項に関する評価項目	教育映像等審査基準	差異
商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著な	・商業的又は政治的な宣伝意図の顕著なものではな	表記を変更
ものでないか	いか。	衣癿を友文
中立性を欠く意図が感じられるものではないか	・その他中正を欠く意図が感じられるものではない	報告書に記載の経緯
(特定の思想に囲い込んでいないか)	か	により変更
教育上上好ましくないものではないか	・風教上好ましくないものではないか	報告書に記載の経緯
教育工工好ましてないものではないが	・風欲上好ましてないものではないが	により変更
安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすもの	・安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすおそ	表記を変更
ではないか	れのあるものではないか	

(エ). 評価シート様式(特別支援教育分野)

第1回 特別支援教育分野審査会において、「特別支援教育分野のデジタルコンテンツを審査する際には、特に、操作性などにおいて特別支援的な審査の観点により評価をするべき」との意見があった。第2回調査研究委員会では、特別支援的な観点に関する評価項目のガイドラインの作成が提言され、第2回 特設支援教育分野審査会での継続検討議題となった。

第2回特別支援教育分野審査会での検討の結果、更なる議論が必要であることが明らかとなった。

(才). 集計表様式

												5	子野第	ĵ		口	デシ	シタルコ	コンラ	テンツ	ア審査	£
														3	平成		年		月		日	
作	品	名																				
				後教育										_				_		****		
																						=
				平 丁			-		同守一	F-tX				ш.	付かりろ	(坂子	-tx		ተተ.አ	又按	子版	
利用	対	象				者			聴覚	章害者	-				知的剛	常害者	-		肢体	本不自	由者	
(複数			ı																			
				学習	障害	者			注意	火陥多	動性	障害者	¥-									
			社会	令教育																		
				幼児	3				少年						青年				成人			
				幼児	教育				国語			社会	AL.			地理歷	歷史		公县	Ę		
対象	対 象 分	野			算数、数学 技術・家庭、家									学習(の時間	1			外国	語語	動・	外目
(択-														John o	er An	74.1	TEO 444	14-15	ילר זמי	-Mr	sar -+	- 007
									、 水原 社会		楽、:	永 庭、	有喪	、1 月 3	荆、 位	刊上、	埋	体育、	首米	、美	何、	品
			_	11.0	7460	0111		_		,,,,												
				学	校教	育							障害	手種別	1					社会	教育	
審	幼	小	学	校	中	高				聴	10000	肢	病	言	情	自		障注	幼	少	青	D.
査	稚	低	中	高	学	等	別支援	別支	覚障	覚障	的障	不	22	語障		閉	習障	意欠陥多				
	1,44	学	学	学		学	授学	授学	害	100	害	自由	30	書	害	症		多動				
員	圃	年	年	年	校	校	校	級	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者性	児	年	年)
1																						
2																						
3									L										L			L
4									L													
5																						
6																						
7																						
8																						L
																			_			_
0																					igspace	
			ı	ı				ı		ı	I	ı	1	I	I	ı	ı	I	ı	I	I	ı

①. 利用対象記入箇所

<学校教育/障害種別>

学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号、最終改正平成23年6月3日法律第61号)で規定されている学校種に、同法令8章に記載の特別支援学級を利用対象として加え、本提案に当たっては表6-1のとおりとした。

また、第1回特別支援教育分野審査会では、「障害種によって、審査する際に配慮する点が 異なるため、申請時に予め(障害種を)区別する必要がある」との意見があり、第2回特別 支援教育分野審査会にて、教育支援資料(平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別 支援教育課)に記載の障害種を選択肢として参照することとなった。なお、障害種別は、特 別支援学校、特別支援学級での利用を想定して申請されるデジタルコンテンツの場合のみ記 入する項目とした。本提案に当たっては表6-10のとおりとした。また、重複障害の利用対象 者も考慮し、複数選択を可能とした。

表 6-10 集計表様式 学校教育/障害種別記入項目

学校教育			
幼稚園	□ 小学校 低学年	小学校 中学年	小学校 高学年
中学校	□ 高等学校	特別支援学校	特別支援学級
障害種別			
視覚障害者	□ 聴覚障害者	知的障害者	肢体不自由者
病弱者	□ 言語障害者	情緒障害者	自閉症者
学習障害者	□ 注意欠陥多動性障害者		

<社会教育>

第1回社会教育分野審査会では、指導者が学習するデジタルコンテンツを考慮し、利用対象に「指導者向け」の項目を設けてはどうかという意見があったが、第2回社会教育分野審査会にて教育映像等審査に倣うこととなり、本提案に当たっては表6-11のとおりとした。

表 6-11 集計表様式 社会教育分野利用対象者記入項目

社会教育			
□ 幼児	□ 少年	□ 青年	□ 成人

(力). 総括表様式

						分野第	回 デシ 平成 年		・コンテンツ審査会 月 日
分	野 名						審查員氏名		
	品 名 (材名)						審査結果	□ÿ □#	建定 非選定
(教材治)		口 中学	樹校				小学校 中学年 特別支援学校		小学校 高学年
利(複		□ 病弱	障害者 者		言語障害者		知的障害者情緒障害者		
		社会教育			注意欠陥多動性 少年		青年		成人
審查は	と関する総打 内容に・								
理	表現に・	ついて							
	操作性等	こついて							
由 審査基準 ・ 留意事項		(審査基準、	、留意事	び 項は満たしている	5か)				
備考(選外と		外とする場	合は、具体的な	な理由を	必ず記入する)				

教育用デジタルコンテンツ審査結果総括表記入用 メモ 作 品 名 (教材名) 内容に関する意見 表現に関する意見 操作性等に関する意見 審査基準・留意事項に関する意見 その他の意見

①. 審査結果記入箇所

教育映像等審査会では集計表の「判定」項目に選定、非選定を記入する様式となっているが、 審査の総括を行う様式に審査結果を記入する様式とした。

②. 利用対象記入箇所

<学校教育/障害種別>

学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号、最終改正平成23年6月3日法律第61号)で規定されている学校種に、同法令8章に記載の特別支援学級を利用対象として加え、本提案に当たっては表6-1のとおりとした。

また、第1回特別支援教育分野審査会では、「障害種によって、審査する際に配慮する点が 異なるため、申請時に予め(障害種を)区別する必要がある」との意見があり、第2回特別 支援教育分野審査会にて、教育支援資料(平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別 支援教育課)に記載の障害種を選択肢として参照することとなった。なお、障害種別は、特 別支援学校、特別支援学級での利用を想定して申請されるデジタルコンテンツの場合のみ記 入する項目とした。本提案に当たっては表6-12のとおりとした。また、重複障害の利用対象 者も考慮し、複数選択を可能とした。

表 6-12 総括表様式 学校教育/障害種別記入項目

学校教育			
幼稚園	小学校 低学年	小学校 中学年	小学校 高学年
中学校	高等学校	特別支援学校	特別支援学級
障害種別			
視覚障害者	聴覚障害者	知的障害者	肢体不自由者
病弱者	言語障害者	情緒障害者	自閉症者
学習障害者	注意欠陥多動性障害者		

<社会教育>

第1回社会教育分野審査会では、指導者が学習するデジタルコンテンツを考慮し、利用対象に「指導者向け」の項目を設けてはどうかという意見があったが、第2回社会教育分野審査会にて教育映像等審査に倣うこととなり、本提案に当たっては表6-13のとおりとした。

表 6-13 総括表様式 社会教育分野利用対象者記入項目

社会教育			
□ 幼児	□ 少年	□ 青年	□ 成人

③. 総括表記入用メモ

教育映像等審査会では、審査会で討議された内容を総括表に転記できるよう、審査のリーダーにメモ用紙の準備を行っている。また、本調査研究事業の試行的な審査では、評価項目ごとに議論されることが多かった。このことから、評価項目ごとに議論された内容を筆記できるよう、本提案のとおりとした。

6.2. 審査会実施体制について

(1). 提案方法

審査体制の提案に当たり、既に文部科学省にて実施されている、教育映像等審査会を 2 回に渡り参観することで審査会実施体制の提案の参考とし、更に本調査研究事業において実施された審査会にて、試行的な審査を通して抽出された課題へのご意見、検討事項を踏まえて本提案に至った。なお、実施体制の提案は、審査会の実施環境、実施手順、審査対象のデジタルコンテンツ、その他の審査体制の観点から提案する。

(2). 提案事項

(ア). 審査環境について

- ①. デジタルコンテンツは、利用者の操作が必要となる。審査を行う際の操作感は、操作性に 関わる審査の観点に影響をおよぼすと考えられる。こうしたことから、審査環境の公平性を 保つため、審査員は全員が同一の機能を持った情報端末上で審査を行うことが望ましい。
- ②. 2回に渡る試行的審査会では、概して「評価に当たっては、審査対象のデジタルコンテンツをどのように利用するのか、という情報が必要である」との意見が多数挙げられた。そのため、本調査研究事業の申請書様式の提案においても、「主な利用形態」を記入する項目や、「活用場面、活用方法」を記述する箇所を設けるに至った。

しかしながら、学習者に対し一斉に提示して利用するものとして申請されてきたデジタルコンテンツの評価は、申請書に記述された情報に加え、同様の環境下で行わなくては、評価をすることは難しいと考えられる。こうしたことから、審査に当たっては、電子黒板やプロジェクターなどのICT機器を用いることが望ましい。

また、電子黒板やプロジェクターの利用は、審査員の意見の共有を図るためにも有効である。

(イ). 審査手順について

第2回試行的な審査で実施された、審査手順は、第1回試行的な審査を終えた第2回調査研究委員会で得られた意見を踏まえて実施され、第2回の審査会では、審査手順の変更に係る意見は見られなかった。こうしたことから、審査手順は、図6-2のとおりを提案する。なお、図6-2に示す下線入り数字は作業の手順を意味する。

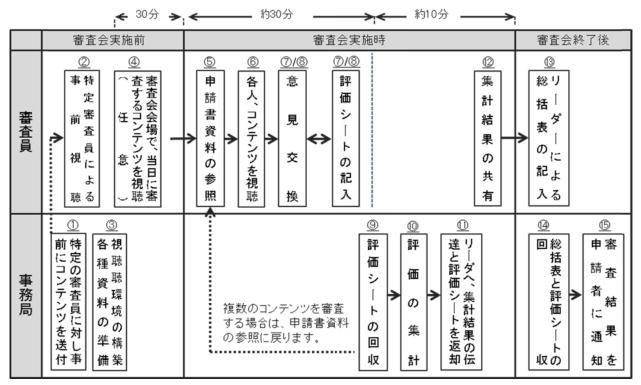


図 6-2 本格実施に向けた審査手順

<審査会実施前>①~④

審査会の実施日前に、特定の審査員は事前にデジタルコンテンツを視聴し内容の正確性を確認することとする。

審査会の実施当日は、審査会の実施前に各審査員が任意で審査の対象となるデジタルコンテンツを視聴できるよう、事務局は環境を構築することとする。また、事務局は総括表を事前にリーダーに配布することとする。

<審査会実施時>⑤~⑫

審査会は、該当分野のリーダーが進行役を担うこととする。「意見交換」及び「評価シートの記入」は2回に渡る試行的な審査においても前後することがあったことから、順序は問わないこととする。また、「申請書資料の参照」から「評価シートの回収」までの一連の手順を1セットとし、1タイトル当たりの審査の公平性を図ることとする。

<審査会終了後><u>③</u>~<u>⑤</u>

審査会で、審査員から出された意見や討議内容は、該当分野のリーダーが、審査会の終了後 に総括表に取りまとめる。記入された総括表は、事務局にて保管する。

- ①. 第1回 社会教育分野審査会において、「デジタルコンテンツに不適切な表現や内容(領土問題、差別問題等)があるにも関わらず、デジタルコンテンツの全てを把握しきれない状態で文部科学省選定とする可能性がある」といった課題が抽出された。本調査研究事業でヒアリングに赴いた学習ソフトウェア情報研究センター、並びに日本視聴覚協会では、特定の審査員に対して、審査の対象となるデジタルコンテンツを審査会の事前に送付し、「全て」を視聴することを図っている旨を伺った。こうしたことから、審査に当たっては、図 6-2 の手順①~②に示すとおり、特定の審査員が審査会時よりも詳しく視聴できるよう、事務局は特定の審査員に対して、該当のデジタルコンテンツを事前に送付することを提案する。
- ②. 第1回 複数の審査会において、「デジタルコンテンツの操作を十分に行う時間がない」「デジタルコンテンツの視聴環境の統一性(公平性)をどのように保つのか」といった課題が抽出された。第2回 調査研究委員会での検討の結果、第2回審査会では、審査時の操作に慣れることも考慮し、審査手順として審査会当日の会議開始30分前に審査員各自が事前にデジタルコンテンツを視聴できる環境、並びに時間を確保することとした。この結果、審査手順の変更に係る意見、課題は見られなかった。こうしたことから、審査に当たっては、図6-2の作業の手順④に示すとおり、審査会の実施前に視聴時間を設けることを提案する。
- ③. 第1回 複数の審査会において、「デジタルコンテンツの説明の統一性(公平性)」をどのように保つのか」といった課題が抽出された。第2回 調査研究委員会での検討の結果、第2回審査会では、事務局から審査員へのデジタルコンテンツの概要紹介を廃し、デジタルコンテンツの説明資料を申請時に添付することとなった。この結果、説明資料の閲覧から評価シートの記入までの一連の手順が1セットになることが明らかとなり、第2回 国語分野審査会において、審査するデジタルコンテンツタイトルごとに、この一連の流れを30分で設定すると審査が平等になるのではないかという対応案が検討された。こうしたことから、審査に当たっては、図6-2の作業の手順⑤~⑧に示す手順を1セットとし、30分の時間内に行うことを提案する。
- ④. 教育映像等審査会では、審査会の会議終了後に、各分野のリーダーが会議の討議内容並びに審査結果を記述する総括表を記入しており、本調査研究事業報告書における様式の提案でも同等の総括表様式を提案している。第2回 算数分野審査会、国語分野審査会において、該当の総括表を、審査会の冒頭に審査会リーダーの手元に準備することが提案された。こうしたことから、予め総括表を審査会リーダーの手元に配布して審査会に望むことを提案する。

⑤. 第2回 外国語(外国語活動)分野審査会において、「審査の結果、選定外となったデジタルコンテンツも、一部の内容に優れている個所がある場合は、それらの情報を申請者に戻しても良いのではないか」といった意見があった。検討の結果、一部の良い箇所があっても、全体として申請時の内容から選定外となったデジタルコンテンツは、評価に従うことが適切であるとの対応案に至った。このことから、審査の結果「選定外」となったデジタルコンテンツは、一部の内容に優れた個所があっても、「選定外」の対応と同等に対応することとする。

(ウ). 審査の対象とするデジタルコンテンツについて

- ①. 21世紀に生きる子供たちに求められる力を育むためには、協働して新たな価値を生み出す教育を行うことが求められている。こうしたことから、本格実施に当たっては「電子黒板又は電子黒板と学習者用情報端末の活用を前提としたデジタルコンテンツ」を審査の対象とし、特に、子供たち同士が教えあい、学び合う協働的な学び(協働学習)に資するデジタルコンテンツを対象とすることを提案する。
- ②. 第1回 国語分野審査会において、「申請書に記載のない『利用対象者』が、審査の結果『利用対象』として教育上価値が高いと判断された場合は、当該『利用対象』とするべきか」といった課題が抽出された。第2回調査研究委員会での検討の結果、申請分野の審査委員より、発議があった場合、当該「利用対象」について検討を行うか否かを判断し、更に教育映像等審査の基準に合致した場合、当該「利用対象」も選定とする対応案に至った。
- ③. 第1回 国語分野審査会、理科分野審査会において、「申請書に記載のない『対象分野』が、審査の結果、『対象分野』で教育上価値が高いと判断された場合、当該『対象分野』を選定とするか」という課題が抽出された。第2回調査研究委員会での検討の結果、審査会は申請書の記載の情報にのみ基づいて行われることが適切であるとの対応案に至った。
- ④. 第1回 国語分野審査会において、「学校の学習に関わらない『○○検定』を題材とするデジタルコンテンツを、審査の対象とするべきか否か」といった課題が抽出された。第2回調査研究委員会での検討の結果、教育映像等審査会と同様に、教育上価値が高く、授業での利用も有効であると判断されるのであれば、文部科学省としての選定対象を明確に表示したうえで、選定対象とするとの対応案に至った。
- ⑤. 第1回 社会分野審査会において、「審査するデジタルコンテンツの内容によっては、専門性のある専門家の視点による評価を仰ぐ必要があるのではないか」といった課題が抽出された。第2回調査研究委員会での検討の結果、教育映像等審査会の体制に準じる対応案に至った。

- ⑥. 第1回複数の審査会において、「複数の教科や、複数の学年を対象としたデジタルコンテンツの審査をどのように進めればよいか」という意見が抽出された。第2回調査研究委員会での検討の結果、申請する対象分野は択一とすること、複数の学年を対象とするデジタルコンテンツは申請書に記載の利用対象者に従って評価を行うこととする対応案に至った。
- ⑦. 第1回社会教育分野審査会において、「アーカイブや、データベースなどのコンテンツも評価の対象とするか」といった、審査の対象とするデジタルコンテンツの種類を問う課題が抽出された。第2回 社会教育分野審査会での継続検討の結果、審査の対象となるか否かは、事務局にて判断するという対応案に至った。
- ⑧. 第1回複数の審査会において、「デジタルコンテンツは情報量が多いため、どの部分を審査することで『選定』とすればよいのか」という課題が抽出された。第2回調査研究委員会を経て事務局で検討した結果、デジタルコンテンツは形式や構造によって「全て」を視聴する時間が変わってくることが明らかとなった。一方で、本調査研究事業では、総計14回の審査会が実施されたが、審査会における1タイトル当たりの視聴に要する時間は大凡30分以内で評価に係る一連の手順を実施することができた。この経験値から、デジタルコンテンツの審査に当たっては、大凡「30分」の時間内にデジタルコンテンツの「一部」を審査することとするが、デジタルコンテンツの構造によって視聴箇所が異なるため、視聴箇所は審査会の中で随時指定することとする。

また、本項目①に記載のとおり、内容の正確さを把握するため、特定の審査員に対し、事前にデジタルコンテンツを送付し、事前の視聴を経たうえで審査会にて評価を行うことを提案する。

(エ). その他の審査体制について

- ①. 第1回審査会において、「審査の結果、『選定』となったデジタルコンテンツが、選定を悪用した場合、または意図せずに誤った取扱いをした場合、申請者にどのようなペナルティを科すのか」といった課題や、「悪用していることをどのように把握できるのか」といった課題が検討された。第2回調査研究委員会での検討の結果、悪用の把握は困難であるが、悪用が発覚した場合は選定を取り消すという対応案に至った。
- ②. 第1回審査会において、「選定されたデジタルコンテンツが、バージョンアップを行った際の『選定』の位置づけに関する課題」が検討された。第2回調査研究委員会での検討の結果、別作品として、再度申請することが対応案となった。ただし、どのような内容をバージョンアップとするのか、別途検討の必要があることが提言された。

7. 今後の課題

7.1. 特別支援教育分野

(1). デジタルコンテンツの利用実態について

平成 24 年度調査研究事業において、特別支援学校に対して「デジタルコンテンツの利活用 に当たっての需要(ニーズ)把握に関する調査」を実施した結果、特別支援学校を対象とする デジタルコンテンツの利用実態が、学校教育分野に比べて少ない状況が明らかとなった。

これは、同じく昨年度事業において実施された、「デジタルコンテンツの実体把握調査に関する調査」の対象が、「特別支援教育での利用も対象としているが、主に学校教育分野を対象」としてデジタルコンテンツを制作し、販売を行っている企業であったことが要因であると推測される。こうしたことから、第2回審査会においても「更なる実態調査の必要性」を求める意見があった。

(2). 審査の観点について

第1回審査会において、「特別支援は一つの分野であるので、特別支援教育分野を対象として申請するのであれば、操作性など独自の審査観点を入れるべきである。」という意見や「障害種によってその審査の観点が分かれるため障害種で分けると良い」(第1回特別支援教育分野会議録から抜粋)という意見があり、特別支援教育分野を対象としたデジタルコンテンツの審査の観点については、第2回調査研究委員会では、第2回審査会の会議にて継続して検討することとなった。

しかしながら平成 25 年度に実施した調査研究委員会では、具体的な対応策を提案するところまで至らず、「審査の観点や、申請のされ方も含め、制度実施の前にさらに深い議論が必要である」との意見があった。

7.2. 社会教育分野

(1). デジタルコンテンツの利用実態について

平成 24 年度調査研究事業において、生涯学習・社会教育施設に対して「デジタルコンテンツの利活用に当たっての需要(ニーズ)把握に関する調査」を実施した結果、社会教育分野を対象とするデジタルコンテンツの利用実態が、学校教育分野に比べて少ない状況が明らかとなった。

これは、同じく昨年度事業において実施された、「デジタルコンテンツの実体把握調査に関する調査」の対象が、主に「学校教育分野」を対象としてデジタルコンテンツを制作し、販売を行っている企業であったことが要因であると推測され、社会教育施設での学習用デジタルコンテンツの利用実態を把握するには不足していると考えられる。

(2). 審査の観点について

第1回審査会において、「学校教育用デジタルコンテンツは学習指導要領に沿っているか否かという審査基準があり、内容面についての判断が可能であるが、社会教育用デジタルコンテンツについては、そうした規範(審査基準)が無い」(第1回社会教育分野審査会議事録から抜粋)という意見があり、「どのようなデジタルコンテンツが社会教育分野で価値があるのかということを示したガイドライン」の作成が検討されたように、本項(1)も記載の「社会教育分野における利用の実体」を踏まえつつ、審査の観点について検討していくことが課題としてあげられる。

(3). 分野の対象とする学習範囲について

社会教育分野を対象とするデジタルコンテンツの学習範囲は、学習指導要領に規定されている学校教育分野に比べて広範囲に渡るため、今後、開発・販売されるデジタルコンテンツの情報量が多大になることが指摘されている。この課題について、平成25年度に実施した調査研究では、具体的な対応策を提案するところまで至らなかった。

(4). 評価方法について

本調査研究事業では、デジタルコンテンツの試行的な審査において、その内容の全てを確認することが現実的ではないことが明らかになった。一方で、第 1 回審査会において、「社会教育分野を対象としたデジタルコンテンツは、社会問題を取り扱うこともあり、政治的中立性を欠いた内容や差別用語を含む」可能性が指摘され、社会教育分野を対象とするデジタルコンテンツの評価方法についての課題が指摘された。

8. 今後に向けて

本年度調査では、平成24年度に実施された「デジタルコンテンツの質の保証に関する調査研究」の研究成果を踏まえ、各分野2回の試行的審査会を実施してきた。試行的な審査の実施体制や審査会で用いる申請書様式等は、既に文部科学省にて実施されている教育映像等審査会の審査体制、申請書様式等を参考に検討を進めてきたが、試行的な審査を実施していく中で、評価を行うには「利用方法や活用方法」を問う意見や、「デジタルコンテンツの利用形態」を問う意見が多くみられ、映像コンテンツとは異なり、デジタルコンテンツの評価を行うためには利用者の能動的な操作が必要であり、またそれらの操作が、評価に大きく影響するという特徴が改めて明確になった。

また、特別支援教育分野においては、第1回の審査会から「障害種によって審査の観点が異なる」ことが課題となり、特別支援教育分野独自の審査の観点を検討することが求められた。社会教育分野においても、その分野の広さから「社会教育分野において教育上価値があるとするデジタルコンテンツの規範(ガイドライン)」の作成が求められるなど、本調査研究事業の対象とした分野を学校教育教科分野、特別支援教育分野、社会教育分野に大分しても、それぞれの分野の特性から審査の観点を一律に議論することが難しいことが明らかとなった。

こうしたことから、本調査研究事業の申請書様式等に関する提案も、各分野に共通して利用することを想定した申請書様式、集計表様式、総括表様式を提案する一方で、特別支援教育分野の評価シートは、今後も更なる検討が必要であるという提案に至った。また、審査体制に関しても、社会教育分野は学習内容が広範囲に渡ることから、同分野を対象とするデジタルコンテンツは、教育映像等審査で利用されているより細かな分類項目に当てはめたうえで審査を行うことが議論されるなど、審査手順の更なる検討が必要であることが検討された。

本調査研究事業では、前述のとおり、デジタルコンテンツの評価に当たっては、利用方法、活用方法などの情報も必要になることが明らかになった。現在、学びのイノベーション事業において、タブレット型情報端末やデジタル教材の活用による協働学習の実証研究の成果が蓄積されており、これらの新たな学びにおけるデジタルコンテンツの利用方法や活用方法が一層広がっていくことが予想される。本調査研究事業では既存のデジタルコンテンツを試行的に審査することとしていたため、既存の設備や環境下で利用されることを想定した審査体制の提案、申請条件、申請書様式等の提案となった。今後、こうした新たな学びにおけるデジタルコンテンツの利活用をより一層推し進めるためにも、本調査研究事業の提案内容もまた、変化に併せて更新していくことが望まれる。

参考資料

参考資料 1-1 学習ソフトウェア情報研究センター ヒアリング録

参考資料 1-2 日本視聴覚教育協会 ヒアリング録

添付資料

添付資料1 デジタルコンテンツ審査申請書 様式

添付資料 2 デジタルコンテンツ評価シート (学校教育・社会教育) 様式

添付資料3 デジタルコンテンツ審査結果集計表 様式

添付資料 4 デジタルコンテンツ審査結果総括表 様式

教育用デジタルコンテンツ審査申請書 - 1 (添付資料1)

記入日 平成 年 月 日

文部科学大臣 殿 下記の作品の審査を申請します。

申請者名		
住 所	電話番号	
担 当 者 名	代 表 者 名	
担当者 E-Mail		

作 品 名										
	学校教育									
	□ 幼稚園 □ 小学校 低学年 □ 小学校 中学年 □ 小学校 高学年									
	□ 中学校 □ 高等学校 □ 特別支援学校 ※ □ 特別支援学級 ※									
	※[特別支援学校][特別支援学級]を選択した場合は、下記の障害種別を選択すること									
利 用 対 象	障害種別									
(複数選択可)	□ 視覚障害者 □ 聴覚障害者 □ 知的障害者 □ 肢体不自由者									
	□ 病弱者 □ 言語障害者 □ 情緒障害者 □ 自閉症者									
	□ 学習障害者 □ 注意欠陥多動性障害者									
	社会教育									
	□幼児□□少年□青年□成人									
	□ 幼児教育 □ 国語 □ 社会 □ 地理歴史 □ 公民									
対象分野	□ 算数、数学 □ 理科 □ 総合的な学習の時間 □ 外国語活動・外国語									
	□ 技術・家庭、家庭 □ 情報									
(択一選択)	□ 専門教科 (農業、工業、水産、商業、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語)									
	□ 特別支援教育 □ 社会教育									
完成年月日	年 月 日 公開年月日 年 月 日									
五 // 	OS: HDD 容量:									
動作環境	動作に必要なプラグイン等:									
コンテンツの	□ 店頭 □ Web(有償) □ Web(無償) □ その他()									
入 手 方 法										
主な利用形態	申請するデジタルコンテンツを利用した主な利用形態									
± 0. 1, 10, 10, 10.	□ 一斉指導 □ 個別学習 □ その他()									
	この度申請するデジタルコンテンツは、以下の申請条件を満たしています。									
	□著作権の他、意匠権、商標権などの知的財産権や、肖像権、個人情報など人の権利を侵害していないこと									
	□公序良俗に違反する内容を含まないこと									
申請条件	□操作方法を説明する資料が添付されていること									
	□提供(販売)する予定の全体内容を収録していること(インターネット等への外部リンク情報は除く)									
	□文部科学省で用意する端末等に CD-ROM、DVD-ROM、USB 等からインストール不可の場合、コンテンツがイン									
	ストールされた端末等の準備(20 台程度)が可能であること									

【審査日】 平成 年 月 日 (記入不要)

教育用デジタルコンテンツ審査申請書 - 2

申請するデジタルコンテンツの特長や、内容について、適切な審査のためにご記入ください。

制作目的について	
	-
特長、内容について	
活用場面、活用方法について	
操作性、内容、表現等に関して特に配慮した点	

教育用デジタルコンテンツ評価シート (学校教育・社会教育)

分野第回デジタルコンテンツ審査会平成年月日

基本情報

分	野	名	審查員氏名	
作	묘	名		

審査の結果[審査の結果、選定に値すると判断された場合は該当の評価欄に〇か×を記入します]

学	* +	象	幼稚園	小学校					中学校		高等学校	
学 校	· 対 	家	少J作图 	低学	全年	中学年		高学年	十寸	 	同寺子仪	
教 育	評	価										
社	対	象	幼児			少年		青年			成人	
会 教 育	評	価										

審査項目(※:特に配慮すべき評価項目)

	内容に関する評価項目
*	学習指導要領の内容との整合性があるか
*	正確なものであるか、信頼できるものであるか
*	活用場面や目的に応じた質と量が適切か
	生活、経験及び興味に即しているものであるか
	デジタルコンテンツが WEB サイトで提供されている場合に、当該 WEB サイトに公序良俗に反する情報が含まれていないか
	時代の進歩に応じているものであるか
	心身の発達段階に応じて理解しうるものであるか
	経験領域を拡充し、豊かにするものであるか
	意欲を向上させる内容であるか
	思考力及び批判力をかん養するものであるか
	教養を高め、生活の向上に資するものであるか
	豊かな情操を養うものであるか
	倫理性について整合しているか
	内容に関する評価 優れている やや優れている ふつう やや劣っている 劣っている

	表現に関する評価項目
*	映像と解説の整合性がとれているか
	画面表示が鮮明であるか
	文字のフォントや大きさは適切であるか
	画面レイアウトに統一性があるか
	図等の拡大が適切な大きさでできるか
	音声(音質・音量)が適切か
	意欲を向上させる仕掛けがあるか
	意図しているものが表現されているか
	用語が平易かつ妥当であるか
	解説に終始していないか
	表現に関する評価 優れている やや優れている ふつう やや劣っている 劣っている ┃
	操作性等に関する評価項目
*	ICT が有する機能を充分に引き出す操作性となっているか
	容易に操作できるか
	全体の構成が分かりやすいか
	効率的な活用を促す工夫(メニュー画面、ヘルプ機能、学習進捗状況の保存、リンクやボタンの明確化など)があるか
	スクロールの幅やマウスカーソルの移動量が適切か
	さまざまな児童・生徒の学習上の困難を改善し、克服するための配慮がなされているか
	操作性に関する評価 優れている やや優れている ふつう やや劣っている 劣っている
•	留意事項
*	留意事項
	留意事項 商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか
*	留意事項 商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか)
*	留意事項 商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか) 教育上好ましくないものではないか
* * * *	留意事項 商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか) 教育上好ましくないものではないか
* * * *	留意事項 商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか) 教育上好ましくないものではないか 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすものではないか
* * * *	留意事項 商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか) 教育上好ましくないものではないか 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすものではないか
* * * *	留意事項 商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか) 教育上好ましくないものではないか 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすものではないか
* * * *	留意事項 商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか) 教育上好ましくないものではないか 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすものではないか
* * * *	留意事項 商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか) 教育上好ましくないものではないか 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすものではないか
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	留意事項 商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか) 教育上好ましくないものではないか 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすものではないか 査基準・留意事項記入欄 [審査基準・留意事項を満たしていると判断された内容を記入します]
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	留意事項 商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか) 教育上好ましくないものではないか 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすものではないか
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	留意事項 商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか) 教育上好ましくないものではないか 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすものではないか 査基準・留意事項記入欄 [審査基準・留意事項を満たしていると判断された内容を記入します]
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	留意事項 商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか) 教育上好ましくないものではないか 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすものではないか 査基準・留意事項記入欄 [審査基準・留意事項を満たしていると判断された内容を記入します]
※ ※ ※ ※	留意事項 商業性が強くないか、政治的な宣伝意図の顕著なものでないか 中立性を欠く意図が感じられるものではないか(特定の思想に囲い込んでいないか) 教育上好ましくないものではないか 安易な模倣を誘発し、社会的悪影響を及ぼすものではないか 査基準・留意事項記入欄 [審査基準・留意事項を満たしていると判断された内容を記入します]

教育用デジタルコンテンツ審査結果集計表

品

名

(添付資料3)

分野第		口	デジタノ	レコンテン	/ツ審査会
	平成		年	月	日

			学校	教育																		
				幼稚	園				小学校	交 低雪	学年				小学校	文 中	学年		小学	校	高学年	Ē
				中学	校				高等学	学校					特別才	支援学	校		特別	支援	学級	
~: H		4	障害	種別																		
利用		-		視覚	障害	者			聴覚障	章害者					知的障	章害者			肢体	不自	由者	
(複数	選択	可)		病弱	者				言語隨	章害者					情緒隨	章害者	•		自閉	症者		
				学習	障害	者			注意ク	て陥多	動性	章害者	台									
			社会	教育																		
				幼児	Ī				少年						青年				成人			
				幼児	教育				国語			社会	Š			地理歴	を 史		公民	i.		
対象	\triangle	田式		算数	、数:	学			理科			総合	的な	学習の	の時間	j			外国	語活	動・タ	外国
				技術	· 家	庭、氦	尼庭					情報	Ž									
(択一	迭力			専門	教科	(崖	農業、	工業	、水產	至、商	業、氰	家庭、	看護	、情	報、福	祉、:	理数、	体育、	音楽	、美術		語)
				特別	支援	教育			社会教	效育												
				学	校教	育							障害	手種別	IJ					社会	教育	
審	幼	小	学	校	中	高	特	特	視	聴	知	肢	病	言	情	自	学	障注	幼	少	青	成
		低	中	高		等	別支	別支	覚	覚	的	体不		語	緒	閉	習	意欠				
査	稚	学	学	学	学	学	援	援	障害	障害	障害	自	弱	障害	障害	症	障害	害陥多				
員	園	年	年	年	校	校	学 校	学級	者	者	者	由者	者	者	者	者	者	動 者性	児	年	年	人
1																						
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
'																						
8																						
0																						
×																						

教育用デジタルコンテンツ審査結果総括表

分野第回デジタルコンテンツ審査会平成年月日

分	野	名						審查員氏名		
作 (品 (材 名	名 (3)						審査結果	□追 □#	選定 丰選定
利 用 対 象 (複数選択可)			学校教幼中学品,有有的一种,对于一种的一种,对于一种的一种,对于一种的一种,对于一种的一种,对于一种的一种,对于一种的一种,对于一种的一种,对于一种的一种,对于一种的一种,对于一种的一种,对于一种的一种,对于一种的一种,对于一种的一种,对于一种的一种,对于一种的一种,可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以可以	性園	□ 小学校 低学年□ 高等学校□ 聴覚障害者□ 言語障害者□ 注意欠陥多動性障害□ 少年		宇者	小学校 中学年 特別支援学校 知的障害者 情緒障害者		小学校 高学年 特別支援学級 肢体不自由者 自閉症者
審査に			舌ついて							
理理	表現について									
	操作性等		こついて							
由	由 審査基準			(審査基準、	留意事	項は満たしているだ)7)			
	留意事項									
	備者	三 (選)	外とする場 	合は、具体的な	理由を	必ず記入する) 				

教育用デジタルコンテンツ審査結果総括表記入用 メモ

作 品 名		
(教材名)		
		_
		_
内容に関する意	見	
		_
		•
		-
表現に関する意	見	
		-
		•
		•
		-
		-
操作性等に関す	ス会目	
深下は守に関り	る息元	
審査基準・留意	事項に関する意見	<u>-</u>
審査基準・留意	事項に関する意見	-
審査基準・留意	事項に関する意見	
審査基準・留意	事項に関する意見	
審査基準・留意	事項に関する意見	
	事項に関する意見	
	事項に関する意見	
審査基準・留意	事項に関する意見	
	事項に関する意見	

学習ソフトウェア情報研究センター 訪問記録

1. 訪問日時

平成 26 年 1 月 9 日(木) 10 時~11 時

2. 打ち合わせ参加者

学習ソフトウェア情報研究センター 常務理事 澤井 進 様株式会社内田洋行 吉田 茂喜 株式会社内田洋行 田村 智照

- 3. 打ち合わせ内容
 - (ア) 文部科学省事業「デジタルコンテンツの質の保証に関する調査研究」についての、平成 24 年度 の成果、平成 25 年度の内容について、内田洋行より説明。
 - (イ) 学情研で毎年開催されている「学習デジタル教材コンクール」での評価方法について。
 - ① 「学習デジタル教材コンクール」は、主に先生方が作成したデジタル教材を審査して賞を 決めるものであり、ある一定の基準のクリアしたものに「選定」をあげる文部科学省のも のとは根本が違う。
 - ② 大きくは「正確性」「著作権」「授業で使えるか」という3つの柱がある。
 - ③ 評価は3段階に分かれている。
 - 1. 個別審查

審査員の自宅にデジタル教材をインストールした PC を送り、2~3 週間かけて数本見てもらう。この審査では○×方式の評価シートを使う。

2. 予備審査 (周別をます) スール デジカン せけい コン・バース (1)

個別審査を通ったデジタル教材について1日かけて予備審査を行う。

- 3. 本審査
 - 予備審査を通ったデジタル教材について、約3時間かけて本審査を行う。挙手のよう な方法で賞を決めていく。
- ④ 先生方の自作教材がメインであり、企業が制作するものとは内容量にかなりの差があるように思える。そのため、全ての内容を見ることは不可能ではない。
- ⑤ 申請に当たっては、必ず授業で使用している様子の動画も送ってもらっている。ただし、 先生方への負担を考えて、未編集のものを送ってもらい、開始時間と終了時間を指定して もらい(約3分)、そこを見れば、どのように効果的に使っているのかが分かるようにして いる。
- ⑥ 落選理由について聞かれることもあり、その際は理由をお知らせしている。

<参考>「学習デジタル教材コンクール」募集案内

主催 公益財団法人学習ソフトウェア情報研究センター

後援 文部科学省

協賛 (財)日本児童教育振興財団 (株)日本教育新聞社 東京書籍(株) パイオニアソリューションズ(株)

公益財団法人学習ソフトウェア情報研究センターでは、学校教育におけるデジタル機器の活用をいっそう促進するため、教員その他の教育関係者・団体が作成したデジタル教材を募集し、表彰する事業を実施しています。 このコンクールは、デジタル機器の活用と教育の情報化の進展に貢献することを目的としており、すぐれた作品には、文部科学大臣賞をはじめ数々の賞を授与するとともに、それらの作品を広く教育関係者に紹介し、相互利用されるように情報提供することとしています。

今日、デジタル機器の学校への導入が一段と進み、また新学習指導要領においても「教育の情報化」への取組みが重要であるとされております。このような状況にかんがみ、今後学校教育の場において、教員等の創意工夫による自作のデジタル教材作成がいっそう促進されるものと思われます。

募集の対象となる作品は下記のとおりです。

小さなものでも創意工夫がみられる作品が多数寄せられることを期待しています。ふるってご応募ください。

1. 対象作品

A. 教員等が作成したもの

教員等が児童生徒の学習のために作成した次のような形態、またはこれらを複合するデジタル教材

文字や画像、朗読(音声)、動画等を使ったわかりやすく豊かな学習を実現するデジタル教材

映像素材提示等のためのホームページ

モバイル端末や PC から利用でき学習活動を支援するのに役立つ Web ページ

ツール型、シミュレーション型、ドリル型、ブック型等のソフトウェア

静止画、動画(Flash 動画等)、アニメ、拡大提示用素材等を集積した素材集

デジタル教科書・教材や、電子黒板・大画面提示装置、タブレット PC など ICT 機器を利用した学習のための指導案、指導事例、授業実践事例(例えば教材に指導案、指導例をつけた事例など)

B.児童生徒が作成したもの

教員の指導のもとに、児童生徒が学習活動の一環として作成した上記形態(指導案、指導事例、授業 実践事例を除く)のデジタル教材

2. 応募資格

- 1. 団体
 - ・学校、教育委員会、教育センター、その他教育機関、研究グループ等
 - ・先生の指導のもとにある児童生徒(1. B 項対応)
- 2. 個人

学校の教員、教育委員会、教育センターの教育関係専門職、その他教育経験者等

- 3. 応募期限 平成25年5月10日(金) 消印有効
- 4. 審査のポイント(教材作品、応募資料、参考資料をもとに審査します。)
- ・小さな教材であっても児童生徒が関心を示し、他の教員の活用や作成へのアイディアやヒントとなるか。 (教材の魅力)
- その作品を授業で使うことにより、学習を効果的に進めることができるか。(教材の効果)
- ・開発者の創意・工夫が折り込まれているか。(教材開発における創意工夫と成果)
- 5. 提出物 後掲の「応募要領」に基づき、提出してください。

6. 送付先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 2-9-8 郵政福祉虎ノ門第 2 ビル

(公財)学習ソフトウェア情報研究センター コンクール係

問合せ先 E-mail:gjk@gakujoken.or.jp 電話:03-6205-4531 FAX:03-6205-4532

7. 賞

文部科学大臣賞(団体賞、個人賞、各賞金10万円+副賞)、学情研賞、日本児童教育振興財団賞、 日本教育新聞社賞、東京書籍賞、パイオニアソリューションズ賞 (以上各賞金5万円)、奨励賞

8. 入賞発表

学情研ホームページ http://www.gakujoken.or.jp/(6月中旬) 「学習情報研究」誌 7月号、学情研メールマガジン (授賞式は7月29日(月)に開催予定です。)

9. 入賞作品の扱い

{入賞作品の紹介}

入賞作品の内容等について、学情研ホームページ、「学習情報研究」誌で紹介し、他の学校等での開発の参考

に供します。

[入賞作品の閲覧・提供]

入賞作品のうち、広く全国の学校で利用できるものについて、開発者の許諾を受けたうえで、学情研ホームページで検索可能として、ホームページ上の作品は URL を紹介し、媒体等によるものは、学校等からの希望により、複製して提供させていただきます。

10. 審査員(アイウエオ順 敬称略)

赤堀侃司	白鴎大学教育学部教授
井口磯夫	十文字学園女子大学人間生活学部教授
石 出 勉	文京区立第六中学校副校長
木下昭一	聖徳大学教授
坂 井 岳 志	世田谷区立八幡小学校教諭
佐 藤 幸 江	金沢星稜大学教授
澤井進	(公財)学習ソフトウェア情報研究センター常務理事
中川一史	放送大学 ICT 活用・遠隔教育センター教授
原 克 彦	目白大学社会学部教授
村瀬 康一郎	岐阜大学総合情報メディアセンター教授
林 向達	徳島文理大学短期大学部准教授

<参考>「学習デジタル教材コンクール」応募要領

◇提出物◇

次のものを提出してください。提出物は原則として返却いたしませんのでご了承ください。

1. デジタル教材

応募デジタル教材をCD、DVD、USBメモリー等の媒体に収容してください。 ツール型ソフト等の場合は、サンプルデータも収容してください。

2. 応募資料

次項「応募資料記入要領」(学情研ホームページから様式ダウンロード可能) にしたがって資料を 作成し、テキストファイル(前項の媒体等に収容)と、印刷したものを提出してください。

3. 参考資料

実践事例紹介、内容補足説明、その他参考となる資料等を、添付してください。

4. 実践した授業のビデオ (DVD また CD)

デジタル教材を活用した指導案を応募の方は添付してください。またビデオの中の重要な部分(3 分以内)を応募資料記入要領の4-(5)に記してください。

◇応募資料記入要領◇

の名称	: [!
	の名称	の名称 :「

2. 作品区分 :a.教員等が作成 b.児童生徒が作成

(以下、a.、b.・・・等選択形式のものは、該当部分を残して、それ以外は削除してください。)

3. 応募者

1.団体応募

(1) 団体の名称 (フリガナ):

(教員の指導のもとにある児童生徒の場合は、 学校名・クラス名等。教員の氏名を代表者欄に)

(2) 所在地

•住所: 〒

•電話:

•FAX:

(3) 代表者

•役職:

・氏名 (フリガナ):

(4) 窓口

•役職:

・氏名 (フリガナ):

• E-mail:

2.個人応募

- (1) 氏名 (フリガナ):
- (2) 年齢
- (3) 勤務先 (フリガナ)

名称:

•住所: 〒

•電話 :

•FAX:

(4) 自宅

•住所: 〒

•電話:

•FAX:

(5) E-mail:

注. 応募された方の氏名等の個人情報は、当法人の事業以外には使用いたしません。

4. 応募デジタル教材の内容

(2) 内容			
校種:			
学年:			
教科:			
内容 : (300字程度で作品の内容を書いてください	、。表組にしても結構です。)		
(3) 実践内容・結果			
(300字程度で学校の授業での内容・結果を書い	てください。)		
(4) 教材開発の創意工夫			
(300字程度で開発時に込めた創意・工夫を書い	てください。)		
(5)デジタル教材を活用した指導案の重要な部分			
(ビデオ映像の合計が3分以内で見られるようにし	てください。)		
① 開始時(in) 分 秒	② 終了時(out)	分	<u>秒</u>
5. その他			
(1) 動作環境			
·os			
·開発言語・ツール			
・動作に必要なソフトウェア等			
(2) セットアップ・起動方法			
(3) 操作方法			
(必要に応じて操作マニュアル等を添付してくださ	い。回答を入力しないと進行し	ないものについ	いては、回答例も
記してください。)			
(4) 引用等			
(作成する際、教科書、図書教材、他のソフトウェ	ア等を利用または引用しました。	か。)	
a. 利用・引用していない。			
b. 利用・引用した。			
b-1 利用・引用したが問題無い。(著作権フリ	リーの素材の利用等)		
b-2 著作権者の了解をとりつけてある。(公開	引、流通について)		
b-3 その他:			
この場合の引用・利用資料・ソフトウェ	ア等名称:		
(5) 公開等の状況			
a. インターネット上で公開している。(閲覧/タ	ダウンロード可能)		
URL http://			
b. 公開の予定がある。時期:年	月		
c. 公開の予定は無い。			
(6) 参考資料等:			

(1) 特徴

(300字程度で作品の特徴をわかりやすく書いてください。)

ļ	\ °	
	作品名	
(8)	他のコンクールで受賞した作品にあっては、	その概要を記載してください。
	コンクール名	受賞名
(9)	案内 (このコンクールを何で知りまし	たか。)

(7) 過去にこのコンクールで受賞した作品の改良版である場合は、受賞したときの作品名を記載してくださ

- a. 学情研ホームページ b.ダイレクトメール c. 「学習情報研究」 d. 学情研メールマガジン
- e. その他: _____
- (10) 学情研メールマガジン〈月2回発行〉配信
 - a. 希望します b. 希望しません c. すでに配信されています

以上

日本視聴覚教育協会 訪問記録

1. 訪問日時

平成 26 年 1 月 21 日(火) 10 時~11 時

- 2. 打ち合わせ参加者
 - 一般社団法人 日本視聴覚教育協会 常務理事

岡部 守男 様

一般社団法人 日本視聴覚教育協会 事務局長編集長 下川 雅人 様

株式会社 内田洋行

田村 智照

- 3. 打ち合わせ内容
 - (ア) 日本視聴覚教育協会で行っている審査会の取り扱いコンテンツについて

審査会では、民間企業の制作したコンテンツの評価(優秀映像教材選奨)と、学校の教員が制 作した自作コンテンツの評価(全国自作視聴覚教材コンクール)を行っている。民間のコンテ ンツの選定意図は、「良いコンテンツ」を選定することにあり、文部科学省が進めようとしてい るコンテンツの今回の事業と似ているが、自作コンテンツについては「教材をつくること」を 奨励するためのものである。

(補足:審査への参加部門は「教育映像」と「教育映像コンテンツ」とに分かれており、デジ タルコンテンツは教育映像コンテンツに含まれます。なお、デジタルコンテンツは社会教育部 門、職能教育部門、児童劇・動画部門、教養部門では扱っておりません。詳細は別紙、「平成25 年度優秀映像教材選奨要領」「平成 25 年度 全国自作視聴覚教材コンクール」を参照)

- (イ) 日本視聴覚教育協会で行っている審査会の開催頻度について 年1回の開催頻度である。
- (ウ) 日本視聴覚教育協会で行っている審査会の審査体制と審査手順について

審査を行っているのは、学識経験者、学校・社会・職能教育関係者及び関係機関・団体等の代 表者であり、現在、延べ 30 名である。各部門の審査員の数は、その年度によって(例えば指導 要領改定年度など)異なる。

審査は、予選→本選→報告会 と3段階の手順に分かれており、予選では1名の審査員の先 生に1週間程度貸し出したコンテンツをレビューしてもらうもので、3名程度で行う。予選は1 日間程度かかる。

本選では、5名の審査員で審査を行い、予選と同じく1日程度かかる。評価シートはあるが、 最終的に審査のコンテンツが「授業で使えるかどうか」の判断で見ている。報告会は、審査の 結果を文部科学大臣にレビューするものである。

以前、DVD映像コンテンツの場合(第10分類)1年間を一定期間で区切り、期間ごとに特定 の2名が予選を行うように試みたこともある。

(エ) 日本視聴覚教育協会で行っている審査会の観点と審査方法について

教育映像コンテンツの審査では、指導案の提出を必須としている。審査では、ある程度細かくは見るがコンテンツの内容を全て見ているわけではなく、「授業で使えるか」という事が主要な審査の基準となっている。したがって、内容の細かな誤りは見ていない。

また、生徒が個別に利用するのか、教師が一斉提示で利用するのかといったことは、教える側の判断なので、そうした線引きはしていない。尤も、社会教育分野ではわけようがない。 内容が正しくない場合に、後に選定の取り消しを行った前例がある。

(オ) 申請者への結果のフィードバックについて

審査を行った後の申請者へのフィードバックは、民間企業から応募されたコンテンツで選定されたコンテンツにのみ「優秀と認められた」旨を通知している。評価は、主査に書いてもらい、雑誌で公表している。落選したコンテンツは公表していない。ただし、学校の教員が制作したコンテンツについては、その目的から、落選した場合もフィードバックを行っている。

(カ) 資格取得を目的とするデジタルコンテンツの選定について

日本視聴覚教育協会で行っている審査会では、"ハウトゥーもの (のコンテンツ)" は扱いません。

(キ) 申請時の分野の取り扱いについて

日本視聴覚教育協会で行っているデジタルコンテンツの審査会は、申請時の分類にのみ選定と しているため、審査の結果、別部門での選定となることはない。

以上

平成25年度優秀映像教材選奨要領

I. 趣

この選奨は、教育に利用される映像教材の制作と利用の向上進展を図ることを目的とする。小学 校(幼稚園含)部門、中学校部門、高等学校部門においては、教育映像及び教育映像コンテンツの別 により審査を行う。社会教育部門、職能教育部門、児童劇・動画部門、教養部門は、教育映像のみと する。

Ⅱ. 実施方法

- 1.参加部門
 - (1) 小学校(幼稚園含)部門

【教育映像】

(各教科等に関する映像教材)

映画・DVD

【教育映像コンテンツ】

(各教科等に関する映像クリップ、デジタル教材) コンピュータ教材 (DVD・CD)

(2) 中学校部門

【教育映像】

(各教科等に関する映像教材)

映画・DVD

【教育映像コンテンツ】

(各教科等に関する映像クリップ、デジタル教材) コンピュータ教材 (DVD・CD)

(3) 高等学校部門

【教育映像】

(各教科等に関する映像教材)

映画・DVD

【教育映像コンテンツ】

(各教科等に関する映像クリップ、デジタル教材) コンピュータ教材 (DVD・CD)

(4) 社会教育部門

【教育映像】

- ① 家庭生活向(参加作品の部門・領域等分類 参照) 映画・DVD
- ② 市民生活向(
- | |

) 映画・DVD

(5) 職能教育部門

【教育映像】

(参加作品の部門・領域等分類 参照)

映画・DVD

(6) 児童劇・動画部門

【教育映像】

(児童劇および動画)

映画・DVD

(7) 教養部門

【教育映像】

(参加作品の部門・領域等分類 参照)

映画・DVD

2. 参加条件

【教育映像】

(1) 完成時期

平成24年6月1日から平成25年5月31日までに完成した作品とする。

(2) メディア

16ミリフィルム、DVD (DVD-Video) とする。

- (3)参加できない作品
 - ① 外国語版及び外国製作の日本語版
 - ② 市販されない作品
 - ③ 上映時間が1時間を著しく超える作品
 - ④ メディアに収められている付録映像が、本編を著しく超える作品
 - ⑤ 放送を主目的として製作された作品
 - ⑥ コンピュータを介した素材映像データベース作品及び、専ら個別学習用に製作された 映像教材
- (4) 参加本数

1社の参加本数は、制限しないものとする。

(5)参加料

本選奨に参加する製作者が、日本視聴覚教育協会の維持会員でない場合は、参加料として 維持会費相当分の60,000円を6月3日(月)までに納めるものとする。

(6) スポンサーの許諾について

受注作品については、事前にスポンサーの了解をとり参加するものとする。

【教育映像コンテンツ】

(1) 完成時期

平成24年6月1日から平成25年5月31日までに完成した作品とする。

(2) フォーマット及びメディア

Windows XP/Vista/7/8等で動作するコンピュータソフトウェアとし、DVD-ROM、CD-ROMでの参加とする。

- (3)参加できない教材
 - ① 外国語版及び外国製作の日本語版
 - ② 市販されない教材
 - ③ 映像の総上映時間が2時間を著しく超える教材
 - ④ 専ら個別学習用に製作された映像教材
 - ⑤ ネットワーク型教材、教材作成ツール、ゲーム・ロールプレイ型教材、ドリル型教材、フラッシュカード型教材(フラッシュアニメーションは含まない)、シミュレーション型教材の作品
 - (6) 放送及びインターネットでの配信を主目的として製作された教材
- (4)参加本数

1社の参加本数は、各部門3本以内とする。

(5) 参加料

本選奨に参加する製作者が、日本視聴覚教育協会の維持会員でない場合は、参加料として 維持会費相当分の60,000円を6月3日(月)までに納めるものとする。

3. 審 查

- (1) 審査は、学識経験者、学校・社会・職能教育関係者及び関係機関・団体等の代表者によっ て審査委員会を構成し、各部門別に行う。
- (2) 入賞作品の選出は、次の教科、領域別を考慮して行う。
 - ① 小学校(幼稚園含)部門は、【教育映像】・【教育映像コンテンツ】それぞれにおける 各教科等別
 - ② 中学校部門は、【教育映像】・【教育映像コンテンツ】それぞれにおける各教科等別
 - ③ 高等学校部門は、【教育映像】・【教育映像コンテンツ】それぞれにおける各教科等別
 - (4) 社会教育部門は、家庭生活、市民生活の領域別
 - (5) 職能教育部門は、職能の領域別
 - ⑥ 児童劇・動画部門は、児童劇、動画の別
 - (7) 教養部門は、文化、科学、産業、記録の別
- (3)上記(2)で選出された入賞作品の中から、さらに最優秀作品(文部科学大臣賞)を次の 節囲内で各1本選出する。

① 小学校(幼稚園含)部門 教育映像

教育映像コンテンツ 2 同

③ 中学校部門 教育映像

(4) 教育映像コンテンツ 디

⑤ 高等学校部門 教育映像

教育映像コンテンツ 6 同

⑦ 社会教育部門 家庭生活向 教育映像 (8) 同 市民生活向 教育映像 ⑨ 職能教育部門 教育映像

⑩ 児童劇・動画部門 教育映像

(1) 教養部門 教育映像

4. 賞

(1) 最優秀作品賞

文部科学大臣賞、日本視聴覚教育協会会長賞

(2) 優秀作品賞(最優秀作品を除く入賞作品) 日本視聴覚教育協会会長賞

5. 審查委員

(1) 小学校(幼稚園含) 部門 幼稚園・小学校教職員、教育機関関係者等

(2) 中学校部門 中学校教職員、教育機関関係者等 高等学校教職員、教育機関関係者等 (3) 高等学校部門

社会教育主事、関係機関・団体関係者、学識経験者等 (4) 社会教育部門

関係機関・団体関係者、学識経験者等 (5) 職能教育部門 学校・社会教育関係者、学識経験者等 (6) 児童劇・動画部門

社会教育関係者、学識経験者、報道関係者等 (7) 教養部門

6. 参加方法

(1)参加申込

本選奨に参加を希望する製作者は、所定の出品申込書(1部)に所要事項を明記の上、作品 1本及び解説書(作品の制作意図・内容等)15部を添えて、平成25年6月3日(月)まで に事務局宛に申込むこと。

【教育映像】

DVDの参加にあたっては、チャプターの映像時間を明記したもの(様式任意)を添付すること。

【教育映像コンテンツ】

教材の参加にあたっては、教材の構成及びそれぞれの映像の上映時間を明記したもの (様式任意)を添付すること。

(2)参加作品の返却

参加作品は、作品預かり証(申込時に交付)を持参の上、表彰式終了後1ヶ月以内に引き取ること。宅急便にて返却を希望する場合は、申込用紙に記載の上、所定の着払い伝票を提出すること。

主 催 一般財団法人 日本視聴覚教育協会

後 援 文部科学省、毎日新聞社

発表 平成25年 8月 2日(金) (予定) 新聞発表ほか

表彰式 平成25年 9月20日(金) (東京霞が関・東海大学校友会館)

参加申込先 一般財団法人 日本視聴覚教育協会 事務局 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-19-5 虎ノ門1丁目森ビル 電話 03-3591-2186 FAX 03-3597-0564

参加作品の部門・領域等分類

(小学校(幼稚園含)部門、中学校部門、高等学校部門)及び児童劇・動画部門を除く。)

部門	領	域	内容
	家庭	家庭生活	家庭の生活設計、家庭の消費生活、家族の人間関係、食生活、
	姓の 活向		食品調理、家庭介護、保健衛生、健康管理、 …等
社	上	家庭教育	乳幼児期、少年期、青年期、 ・・・等
		人生設計	人生設計、生き方、 ・・・等
会	市	地域社会生活	自然保護、生活環境改善、交通安全、災害予防、地域開発、
教	民		地域の保健・福祉、市民意識、社会の連帯、グループ活動、
	生活。		ボランティア、 ・・・等
育	向上	国民生活	政治、経済、法律、社会、男女共同参画、高齢化社会、
	_ <u>_</u>	,	消費者保護、資源、エネルギー、地域環境保全、 ・・・等
		国際性	国際貢献、国際協力、国際平和、外国人との交流、 ・・・等
職	閘	業生活一般	職場の人間関係、経営と労働、職業倫理、職業と家庭生活、
能			職場の健康・安全、障害者の雇用、就職・転職、・・・等
教	邗	業の知識技術	農業、畜産、水産業、工業、商業、現職教育、医療・福祉、
育			科学技術、事務処理、知的所有権、情報処理技術、 ・・・等
	文	七	歷史、伝記、伝統工芸、伝統芸能、美術、音楽、演劇、文学、
教			民話、童話・寓話、趣味活動、 ・・・等
	和	学	自然科学、医学、科学技術、・・・等
養	産	業	産業紹介、施設・機関紹介、・・・等
	言	绿	風俗習慣、地理、紀行、スポーツ、 ・・・等

平成25年度

全国自作視聴覚教材コンクール

主催 一般財団法人日本視聴覚教育協会

日本学校視聴覚教育連盟/全国高等学校メディア教育研究協議会/全国視聴覚教育連盟

後援 文部科学省

共催

近年の多様化した学習の場と学習内容及び学習方法に対応し、市販教材のみで学習の成立を図ろうとすることは難しく、個々の学習者が充実した豊かな学習活動を展開する必要があります。そのためには、個々の学習者の実態に応じたきめこまかい教材や、地域の歴史・文化・伝統などについて組織的に収集整理、構成された教材等、地域に根ざした学習のための教材が必要とされており、視聴覚教材の自作と活用は、ますます身近なものとなってきています。

このコンクールは、その制作技法の優劣のみを問うのではなく、なぜ、その教材が必要とされるのか、 具体的な利用方法まで含めて審査することを目的としています。そうすることで、学習の場で実際に役立ち、他の学校や地域等での自作教材の企画制作・活用にも役立つ視聴覚教材の自作活動を促進し、顕彰を通して、その制作奨励と内容の充実に寄与することを目指します。

部門

1. 小学校部門(幼稚園及び保育所を含む) 2. 中学校部門 3. 高等学校部門 4. 社会教育部門

応募資格

以下に掲げる個人または団体とします。

- 1. 学校教職員、指導主事、教員養成大学・学部・大学院に在籍する学生、または教職課程履修の学生
- 2. 社会教育主事、公民館主事、視聴覚センター・ライブラリー等の職員
- 3. その他(ただし、視聴覚教材を制作することを職業とする個人または団体は除きます)

募集作品

上記、応募資格を有する者が企画し、制作した以下のような作品とします (ただし、すでに同様の全国対象のコンクールで入賞した作品は除きます)。

- 1. ある教科・領域の単元、学習課題を学習したり、その学習を支援したりするための視聴覚教材。
- 2. 原則として、学校(幼稚園・保育所)・生涯学習施設等で実際に使用したもの。
- 3. ビデオ、コンピュータソフトウェア、紙しばい等(教材の長さ及び量については、記述された教 材等の制作意図及び活用の目的等に適したものであれば、特に制限なし)。
- 4. 制作に係る予算・スタッフ編成等について、自作とは認められないものについては、審査委員会において応募をお断りする場合があります。

審査委員

文部科学省生涯学習政策局参事官(学習情報政策担当)

文教大学教授

東京学芸大学教授

常葉大学准教授

日本学校視聴覚教育連盟会長

全国高等学校メディア教育研究協議会会長

全国視聴覚教育連盟専門委員長

平沢 茂

篠原文陽児

吉田 広毅

須藤 太郎

守屋 一幸

松田 實 (順不同・一部交渉中)

賞

文部科学大臣賞 (最優秀賞)

部門1~4 各1点

部門1~4 8点

優秀賞 入選

部門1~4 20点以内

応募締切

平成25年6月14日(金)当日消印有効

入 賞 発 表

平成25年8月下旬(月刊『視聴覚教育』9月号上で発表)

表彰式·発表会

平成25年9月20日(金) 東海大学校友会館(東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル35階)

応募・問い合わせ先

作品は、持参または郵送・宅配便で、下記に応募してください。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-19-5 虎ノ門1丁目森ビル 一般財団法人日本視聴覚教育協会内

「全国自作視聴覚教材コンクール審査委員会」宛

TEL: 03-3591-2186 FAX: 03-3597-0564 MAIL: jisaku@javea.or.jp

教育の現場で活用されている自作視聴覚教材を募集!

応募方法

- ○応募様式に従い、必要事項を記入し提出してください。
- ○作品には、必ず、添付資料 《1)制作意図 ①制作にあたって留意した点、②作品の特色、③制作日 数及び制作費 (概算) と、(2)使用方法 ①対象、②利用の方法等について、2,000字以内にまとめ たもの〉を2部ずつ添付してください。
- ○学校教育部門へ応募する作品には活用指導例(指導案2,000字以内)を2部ずつ添付してください。
- ○種別により、それぞれ下記の資料を2部ずつ添付してください。
- (1)ビデオ・コンピュータソフトウェア …… ①教材の構造や再生環境等を示す解説書

2 绿音物等%

※演示が複雑な場合、台本の録音物ではなく、演示を録画したビデオを添付してください。

- ○制作の過程で協力者がある場合は、その旨を応募様式に明記してください。
- ○応募作品は、発送元に郵送等で返却します。なお、添付資料は返却いたしませんので、ご了承ください。

著作権等について

- ○応募作品の著作権は応募者に帰属するものとします。ただし、応募作品のうち入賞作品については、 下記の事項について応募者は了承することとします。
 - (1)主催者が複製し、主催者が行う事業において利用すること(入賞発表会での上映、各種研究大会での上映等)。
 - (2)本事業の趣旨を広報するため、機関誌(『視聴覚教育』等)や、その他の印刷物及びホームページに利用すること(なお、広報の際に作品を要約したり一部改変する場合があります)。
 - (3)主催者が本事業の記録として保存するために複製すること。
- ○作品中に、他人が著作権等をもつ著作物等(例:挿入映像、文章やコメント、BGMなど)が含まれる場合には、応募者の責任において、その他人の著作物等について著作権者等から応募のための複製の許可を得ることとします。人物の肖像権等についても同様とします。
- ○入賞発表後、記録や広報以外の目的で、応募作品を出版、ビデオ化、放送、その他の方法により有 賞又は無償で利用する場合には、主催者と応募者との間でその条件について協議することとします。

応募様式 必ず各項目を記入ください。□には、該当する箇所にMをつけてください。

部		門	□小学校	(幼稚園・保育所を含む) □中学校 □高等学校 □社会教育	
教副			(ふりがな)		
種	種別		□ビデオ □コンピュータソフトウェア □紙しばい □その他()		
時	時 間		分 秒 [枚数・コマ数 枚]		
	付 資	料	业	ひず添付する資料 2部 □制作意図 □使用方法	
添			部門及び 種別によ り必要な 資料2部	学校教育部門 □活用指導事例(指導案及びワークシートなど)	
				ビデオ・コンピュータソフトウェア □教材の構造や再生環境等を示す解説書	
				紙しばい □台本 □録音物・演示ビデオ等	
制作者	氏 名 (団体での応募は、 代表者名を書いて ください)		(ふりがな)		
	団体名		(ふりがな)		
	所属 (ふりがな)		(ふりがな)		
	連絡先 自 宅() 所属先() のいずれかに○を		〒(-		
			TEL	() FAX ()	
	つけてくた		MAIL		
	制作協力 氏 名	者	(協力者がい	る場合のみ)	

〈平成25年度全国自作視聴覚教材コンクール〉 1作品1枚で応募のこと。複数の作品を応募の場合は、コピーしてご利用ください。

応募様式・FAQはこちらから http://www.javea.or.jp/jisaku/